

令和3年3月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第6号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年1月28日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市広坂1丁目1番地1号

被 告 金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士 向嶋仁志

10 金沢市小立野2丁目24番41号

被告補助参加人 福田太郎

金沢市泉本町2丁目89番地4

被告補助参加人 野本正人

上記両名訴訟代理人弁護士 堀口康純

15 犬塚雅文

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は原告の負担とする。

事実及び理由

20 第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1ないし3の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額及びこれに対する令和元年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

25 1 事案の要旨

本件は、金沢市（以下、単に「市」ということがある。）の住民である原告が、

金沢市議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」と総称する。）が平成30年度に市から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額は違法であり、本件各議員は、市に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和元年5月1日（平成30年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年金沢市条例第2号）

以下「本件条例」という。甲1, 乙5)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書等の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。（以下省略）

(政務活動費の返還)

第13条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

別表（第8条関係）

項目	内 容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するためにする経費
1 1 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
1 2 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

(研修費(2項), 広聴費(4項), 要請・陳情活動費(5項), 会議費(6項), 資料作成費(7項), 資料購入費(8項), 人件費(9項)及び事務所費(10項)は省略。)

備考

(1項は省略)

2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費の経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費
- (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
- (6)～(8) (省略)
- (9) 使途不明の支出に係る経費

15 (3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き

金沢市議会政務活動費運用の手引き（乙5。以下「本件手引き」という。）は、金沢市議会が平成25年4月に作成し、平成29年4月に改訂したものであり、その定めは別紙「金沢市議会政務活動費運用の手引き」のとおりである（本件手引きの目次記載第4章1(2), (4)ないし¹⁰, 2(4), (5), 第5章附属様式及び第6章は省略。）

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠又は弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等

原告は、市の住民である。

被告は、市の執行機関である。

本件各議員は、いずれも平成30年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である（以下、別表番号1の福田太郎議員（被告補助参加人福田太郎）を「福田議員」、同番号2の高岩勝人議員を「高岩議員」、同番号3の野本正人議員（被告補助参加人野本正人）を「野本議員」という。）。

(2) 政務活動費の交付

被告は、平成30年度分の政務活動費として、本件各議員に対し、各192万円を交付した。

(3) 政務活動費の支出（弁論の全趣旨）

本件各議員は、平成30年度中に、別紙1ないし6における「支出内容」及び「支出金額」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、対応する上記別紙の「充当額」欄記載のとおりである。

本件各議員は、本件条例10条及び本件手引きに基づき、令和元年4月30日までに、金沢市議會議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、平成30年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報

告書」という。) 及び政務活動出納簿(以下、収支報告書と併せて「収支報告書等」という。)を提出した。

(4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和2年2月6日、本件各議員が平成30年度中の政務活動費を充當した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、金沢市監査委員は、同年4月3日付で、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した(甲7)。

原告は、同月27日、本件訴えを提起した。

(5) 収支報告書の訂正等

ア 福田議員は、令和2年3月10日、議長に対し、当初の収支報告書記載の調査研究費支出に誤りがあったとして、別紙1番号23, 74, 110, 111, 145, 147, 151, 250, 252ないし255, 258, 262, 267, 271ないし273, 275, 276, 282, 283及び285の合計23支出を削除し、番号245, 266, 268及び269の合計4支出の充当額をそれぞれ5000円に減額すると訂正する旨報告した(乙1)。

イ 高岩議員は、同年2月28日、議長に対し、当初の収支報告書記載の共通経費支出に誤りがあったとして、別紙2番号24の支出の項目を共通経費から事務所費に訂正する旨報告した(乙2)。

ウ 野本議員は、同月27日、議長に対し、当初の収支報告書記載の広報費支出に誤りがあったとして、別紙3番号1の充当額を支出金額の10分の8に相当する3万2800円に、番号2の充当額を支出金額の10分の8に相当する6万5664円に、それぞれ減額すると訂正する旨報告した(乙3)。

上記訂正の結果、交付された政務活動費192万円のうち、2万107

2円の余剰が発生したため、同議員は、同年3月2日、これを市に返還した（乙3、4）。

4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか
- 5 (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

ア 原告の主張

10 本件各支出のうち、対応する別紙1ないし6の「違法額」欄記載の金額は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てができる支出

地方自治法100条14項は、「政務活動費を充てできる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定しており、本件条例は、同法の規定を受けて、政務活動費を本件条例8条2項別表（以下「本件条例別表」という。）に定める政務活動に要する経費（以下「条例所定経費」という。）に充てると規定する。

そして、憲法94条は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定するから、条例所定経費の解釈に当たり、条例ではない本件手引きの記載を参照することは許されない。

(イ) 収支報告書の訂正

本件各議員は、前記前提事実(5)のとおり、令和2年2月及び同年3月に、当初の収支報告書記載の内容を訂正した。

しかしながら、本件条例10条2項は、議員が議長に対して毎年4月30日までに前年度の交付に係る政務活動費に関する収支報告書等を提

出すべきことを規定する。

したがって、平成30年度の交付に係る政務活動費について、本件各議員が平成31年4月30日より後に収支報告書の記載内容を変更することは、許されない。

5 (ウ) 福田議員の調査研究費（別紙1）

同議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「交通費」等とする「支払金額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した。

ここで、本件条例10条1項は、政務活動費の支出に当たり、議員が議長に対し、政務活動費を充てることができる経費（条例所定経費）の支出であることを裏付ける事実、すなわち、当該支出に係る政務活動の事実を証する書類の提出を求めている。

しかしながら、同議員が議長に提出した書類は、同議員が支出した金額を裏付ける書類ではあるものの、上記各支出において同議員が実施した、本件条例別表所定の「調査研究費」で規定されている活動の記載はなく、そのほかに同議員が行った調査研究活動を裏付ける資料は提出されていないために、同議員が実施した調査研究の事実があるとは認められない。

加えて、①同議員の調査研究に係る観察先とされる嵐山、将軍塚青龍殿、愛知文化センター、哲学の道及び名古屋城本丸御殿（別紙1番号234, 235, 257, 259, 260）は、いずれもインターネットでも検索可能な観光地であるため、上記各支出は、観察費用ではなく観光旅行の費用であり、また、同議員は、石川県外での調査研究に関し、海外・県外政務活動報告書を提出しているが、その内容は、本件条例別表所定の調査研究費に該当する観察結果と評価できるものではなく、②別紙1番号240及び247の支出に関し、同議員が行ったと主張する道路状況の確認は、本件条例別表所定の調査研究費の内容に記載がない

ものであるし、③別紙1番号263の支出に関し、金沢経済同友会の会員は、企業・法人であって議員ではないこと、⑤別紙1番号236ないし239の支出に関し、全国日台友好議員協議会は、台湾内各都市と連携を図るとともに、相互理解を深め、台湾各都市との交流を推進することを目的とし、この目的に賛同する全国の地方議会議員で組織された政治組織であるゆえに、同議員の政治活動又は私人としての活動であるから、同活動は議会の議員としての活動とは認め難い。

以上によれば、別紙1の「違法額」欄記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しない。

10 (エ) 高岩議員の共通経費（別紙2）

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

ここで、本件条例10条1項が、政務活動費の支出に当たり、議員が議長に対し、政務活動費を充てることができる経費（条例所定経費）の支出であることを裏付ける事実を証する書類の提出を求めていることは、前記(ウ)のとおりである。しかしながら、同議員が議長に提出した書類は、同議員が支出した金額を裏付ける書類ではあるものの、同議員が調査研究活動等の政務活動を実施したこと又は同議員が上記政務活動に当該支出に係る自動車等を利用していたことを裏付ける資料は提出されていない。

また、本件手引きが共通経費として例示する携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、リース代等は、議会の議員としての活動ではない、私人としての活動のための経費であるから、本質的には、条例において「政務活動に要する経費」と定めることができないものである。

さらに、同議員が議長に提出した「高岩勝人」名義の通帳等の書類は、上記のとおり、同議員の私的経費である事実を証する書類であって、上

記各支出が政務活動費を充てることができる経費の支出であることを裏付ける書類は提出されていない。

以上によれば、別紙2の「違法額」欄記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しない。

5 (才) 野本議員の広報費（別紙3）

議員が実施する政務活動としての広報活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に属する宣伝活動の性格が併存し、政務活動としての広報活動は上記宣伝活動等と相反するものである。したがって、広報費は、これを充当できる部分と充当できない部分とを均等接分し、当該支出額の2分の1につき充当を認めることが合理的である。

10 同議員は、別紙3のとおり、「支出内容」を「市政広報誌郵送代」等とする「支出金額」の全部又は一部につき広報費を充当したが、その充当割合は、いずれも「支出金額」の2分の1を超えるものである。

15 したがって、充当額のうち、「支出金額」の2分の1を超える部分は、政務活動費を充てることができない政治活動の経費であって、条例所定経費に該当しない。

その他、上記各支出が、政務活動に要する経費であるとともに、政務活動費を充てることができない政治活動の経費でもあることの理由は、次のとおりである。

20 a 市政報告書（別紙3番号1, 2, 15~20, 23, 24, 28~30）

25 同議員の市政報告書である「のもとまさとnews」（Vol. 7~9）（丙口2~4）には、「皆様へのメッセージ」欄に、「日頃は、野本正人の政治活動に対しまして、あたたかいご支援とご協力、叱咤激励を賜り厚くお礼申し上げます。」との記載があり、同議員が代表を務める政党支部の所在地でもある同議員の事務所所在地が記載されている。

b 市政報告会（別紙3番号4～9）

同議員の平成30年8月4日実施の市政報告会等開催報告書添付の式次第（甲13の30）によれば、参議院議員3名の各秘書が来賓として参加し、自由民主党三馬米丸校下部会の青年代表が頑張ろう三唱を行い、開会挨拶及び来賓挨拶の時間を加えると合計16分間にもなる。また、同議員の挨拶時間は20分であるが、同議員は自由民主党石川県金沢市第二十四支部の代表者でもある。

c ホームページ（別紙3番号3，10～14，21，22，25～27，32）

同議員のホームページ（丙ロ6）には、「のものと正人ごあいさつ」の冒頭に、「みなさんこんにちは、自民党所属の「のものと正人」でございます。日頃は、私の政治活動に対しあたたかいご支援と格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。」との記載があり、最後の頁に「自由民主党」のタグ記載がある。

d 以上によれば、別紙3の「違法額」欄記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しない。

(力) 本件各議員の会派共用費（別紙4～6）

本件各議員は、別紙4ないし6のとおり、「支出内容」を「実支払分」とする「支出金額」の全額に、政務活動費を充当した。

しかしながら、本件各議員は、議長に対し、上記各支出を裏付ける書類として、ただし書として「会派共用費概算払分」等との記載がある領収証しか提出しておらず、上記各支出が本件条例別表所定の会派共用費に要する経費であることを裏付ける資料を提出していない。「概算払」は、本件条例別表所定の会派共用費の内容として規定される経費ではないから、「概算払」額を支出することは許されない。

また、本件各議員は、会派からの返納額を收支報告書の収入欄に計上

しているが、これを裏付ける資料は、自由民主党金沢市議員会発行の精算書（甲14の3、15の3、16の3）しかなく、これが市から交付された政務活動費でないことは明らかである。

以上によれば、別紙4ないし6の「違法額」欄記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しない。

5

イ 被告の主張

(ア) 政務活動費を充てることができる支出

住民訴訟において、地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求をするためには、一般的、外形的事実としての違法な「怠る事実」の存在を原告側で主張立証することを要する。

10

原告は、本件各議員が政務活動費を充当した本件各支出につき、本件条例別表に定める使途基準に適合しないことを理由に不当利得返還請求をすべきことを請求しているのであるから、当該支出が使途基準に該当しないことを主張立証する必要がある。

15

また、本件手引きは、平成20年に策定された「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基礎に、平成24年の地方自治法の一部改正や、有識者の意見も反映させ、数度の改訂を経て策定されたものであり、政務活動費の支出の範囲についての本件手引きの定めは、これまでの解釈及び裁判例の蓄積によるものであって、合理性が認められる。

20

本件各議員の政務活動費の支出は、いずれも本件手引きに基づき処理されており、かかる処理に違法はない。

25

また、原告は、本件条例上、政務活動の目的で支出されたことが分かる資料の提出が義務付けられていると主張するが、かかる資料の提出を義務付ける場合は、政治資金規正法11条のように「…の目的を記載した」という文言が必要となるし、全ての政務活動費において、政務活動の目的で支出されたことを証する資料の添付を義務付けることは事実上

困難であるから、上記資料を提出する必要はない。

(イ) 収支報告書の訂正

原告の主張を争う。収支報告書の提出期限後であっても、支出の訂正は可能である。

5 (ウ) 福田議員の調査研究費（別紙1）

原告の主張を争う。

(エ) 高岩議員の~~其~~通経費（別紙2）

同議員は、本件手引きに従い、請求額の2分の1であり、かつ上限額（自動車リース料は月額3万円、携帯電話の利用料金は月額1万500円、コピー機のリース料は月額1万円）の範囲内で~~其~~通経費の支出を計上した。

また、同議員は、リースした自動車を政務活動のための現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、携帯電話を政務活動のための連絡手段として、コピー機は政務活動のための事務所に設置して、それぞれ利用したものであり、政務活動としての利用が自動車及び携帯電話については2分の1、コピー機については3分の1を超えていたから、上記各支出は条例所定経費に該当する。

15 (オ) 野本議員の広報費（別紙3）

原告の主張を争う。

20 (カ) 本件各議員の会派共用費（別紙4～6）

本件各議員は、本件手引きの支出限度額（議員一人当たり年間60万円以内）や概算払いの精算ルールを遵守しており、会派共用費の支出は条例所定経費に該当する。

原告が問題視する支出前の概算払いは、事後的に、年度内に収支を明確にして実際の支出額を明らかにし、支払をした残金を各議員に返還しているのであれば、本件条例10条1項に違反しない。また、会派のう

ち代表議員 1 人のみが支出事実を証する書類を添付する運用も、当該議員から提出された支出事実を証する書類を確認することで支障が生じないから、かかる運用を違法とする理由とはならない。

ウ 補助参加人らの主張

5 (ア) 福田議員の調査研究費（別紙 1）

同議員が行った調査研究の内容は、別紙「福田議員の調査研究費に関する補助参加人らの主張」記載のとおりであり、これらの調査研究は、いずれも市政にとって有用であり、議会の審議の充実強化に資するものである。

10 (イ) 野本議員の広報費（別紙 3）

本件手引きには、広報費について、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と記載されている。

15 議員が行う市政に関する政策や活動等を市民に周知することは、市政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集、把握し、議会における審議の充実強化に資するものである。

確かに、議員の活動の多面性に照らせば、市政報告等によって議員の活動を紹介することが、選挙の際に役立つこともあり得るが、これはいわば副次的な効果にすぎないから、専らこれを目的とするなどの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として、市政報告等の経費の 2 分の 1 に限り政務調査費を充当することができると解すべきではない。

その他、上記各支出が、同議員の宣伝を主たる目的とするものではなく、条例所定経費に該当すると認められる理由は、次のとおりである。

25 a 市政報告書（別紙 3 番号 1, 2, 15~20, 23, 24, 28~

30)

「のもとまさとnews」(Vol. 7~9)は市政報告書であり、同議員は、同報告書を地域住民や企業等に対し、郵送等や会合において配布した。

上記報告書は、同議員が取り組み、又は関心を有する分野についての施策や議員としての活動等を紹介、報告するものであり、市民に配布されることで、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものである。
5

なお、上記報告書は、後援会行事等、同議員の政務活動と合理的関連性を有しない可能性のある記事がおおむね10分の2を占めるため、同議員は、上記各支出の10分の8に相当する額に政務活動費を充当した。
10

b 市政報告会(別紙3番号4~9)

同議員は、平成30年8月4日、三馬公民館において市政報告会を開催し、平成30年度の市の予算、小中学校のエアコン設置、空き家状況、県央土木事務所・前交通機動隊跡地の利用問題等の南部地区の課題等の市政に関する報告を行った。
15

上記報告会は、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化につながり、同議員の政務活動に資するものである。
20

なお、上記報告会において、来賓祝辞、後援会長の挨拶等、同議員の政務活動と合理的関連性を有しない可能性がある内容がおおむね10分の1を占めるため、同議員は、上記各支出の10分の8に相当する額に政務活動費を充当した。

c ホームページ(別紙3番号3, 10~14, 21, 22, 25~27, 32)

同議員は、ホームページ制作業務を業者に委託し、ホームページ管理料として月額500円を支払った。

同議員のホームページには、同議員が取り組み、又は関心を有している施策等の紹介や、前記aの市政報告書のバックナンバーを閲覧することができる記事が掲載されている。

5

上記ホームページは、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながり、同議員の政務活動に資するものである。

10

なお、上記ホームページで閲覧できる前記aの市政報告書には、後援会行事等、同議員の政務活動と合理的関連性を有しない可能性のある内容がおおむね10分の2を占めるため、同議員は、上記各支出の10分の8に相当する額に政務活動費を充当した。

(イ) 本件各議員の会派共用費（別紙4～6）

15

原告の主張を争う。福田議員及び野本議員は、本件手引きに従って会派共用費を支出しており、別紙4ないし6記載の各支出は条例所定経費に該当する。

(2) 争点2（本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等）について

ア 原告の主張

20

市において、政務活動費は、特例支出として前金払支出とされている。そして、平成30年度政務活動費の精算期限である平成31年4月30日までに同会計年度の政務活動費は確定しているから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

25

したがって、本件各議員は、民法704条の不当利得として、令和元年5月1日からの遅延損害金の支払義務がある。

イ 被告の主張

政務活動費の支出が違法である場合、各議員が負う返還義務の法的性格は不当利得返還義務であり、これは期限の定めのない債務であるから、政務活動費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金の支払義務を負わない。

5

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

（1）政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

10

このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

15

そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例8条は、政務活動費は本件条例別

20

25

表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）に充てることができる旨規定し、本件条例第13条は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、市長は当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例第8条の政務活動費を充てができる経費として、「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」である調査研究費等を列挙して規定する。

このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、市に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費、広報費等の項目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同2

5年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照)。

ウ(ア) また、金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、金沢市議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件手引きは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参考されるものであると解される。

ここで、本件手引きは、本件条例別表備考2において規定された政務活動費を充てることができない経費の具体的な事例を挙げるほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載（例えば、領収書には、日付（領収日）、宛名（議員名）、金額、但書き等の記載が必要であること等（第5章1項）等が存するところ、これらの記載を含め、本件手引き中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件手引きの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参考されるものということができる。

(イ) これに対し原告は、本件手引きは条例ではないから、条例所定経費の解釈に当たり、これを参酌することはできない旨主張する。

しかしながら、本件手引きは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、これを具体化しその細目を定めるものであることについては、前記(ア)で説示したとおりである。

したがって、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件手引きを参照したとしても、これをもって地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえず、原告の上記主張は採用することができない。

エ　ここで、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。

もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、
5 地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、前記第2のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出を義務付けるものとしている（10条1項）。

そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出等に
15 関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実（以下、単に「外形的事実」ということがある。）の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるというべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

20

25 (2) 収支報告書の訂正

本件各議員において、令和2年2月及び同年3月に、当初収支報告書記載

の内容を訂正したことは、前記前提事実(5)のとおりである。

これに対し原告は、平成31年4月30日より後に収支報告書の記載内容を変更することは許されない旨主張する。

そこで、本件各議員による上記訂正の可否について検討するに、本件条例
5 10条2項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費に係る支出が条例所定経費に充てたものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、速やかにその返還を求められるようによることにあるものと解され、かかる趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、
10 正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきであるといえる。

しかしながら、本件条例には、提出期限後に収支報告書を訂正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することはできない。

以上によれば、収支報告書の記載内容の訂正があった場合には、それが提出期限後のものであったときでも、当該訂正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当である。
20

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 福田議員の調査研究費（別紙1）

同議員は、別紙1のとおり、平成30年度中に、「支出内容」を「交通費」等とする「支出金額」の全部又は一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、別紙1の「違法額」欄記載のものが条例所定経費に該当しない理由として、①同議員が行った調査研究活動を裏付ける資料が提出されていないこと、②同議員の調査研究に係る視察先とされる嵐山等（別紙1番号234, 235, 257, 259, 260）は、いずれもインターネットでも検索可能な観光地であるため、上記各支出は、視察費用ではなく観光旅行の費用であり、同議員が提出した海外・県外政務活動報告書の内容も、本件条例別表所定の調査研究費に該当する視察結果と評価できるものではないこと、③同議員が行ったと主張する道路状況の確認（別紙1番号240, 247）は、本件条例別表所定の調査研究費の内容に記載がないこと、④金沢市企業市民宣言の会（別紙1番号263）の会員は、企業・法人であって議員ではないこと、⑤全国日台友好議員協議会（別紙1番号236～239）は政治組織であるゆえに、同活動は議会の議員としての活動とは認め難いことなどを挙げる。

そこで、同主張の当否について検討する。

ア 収支報告書の訂正がされた支出

同議員が、当初の収支報告書記載の調査研究費支出に誤りがあったとして、別紙1番号23等の合計23支出を削除し、番号245等の合計4支出の充当額をそれぞれ5000円に減額すると訂正する旨報告したことは、前記前提事実(5)アのとおりである。そして、収支報告書の記載内容の訂正があった場合には、当該訂正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当であることは、前記(2)のとおりである。

したがって、上記別紙1番号23等の合計23支出の全額及び上記別紙1番号245等の合計4支出のうち各5000円を超える部分につき、これらが条例所定経費に該当しない旨の原告の主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

イ その他の支出

(ア) 原告の主張する上記①の点について

本件条例は、議員は收支報告書に、「政務活動費に係る…領収書その他
の当該支出に係る事実を証する書類の写し」を添付して、議長に提出し
なければならぬと定めるところ（10条1項），同項の文理に照らす
と，同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めてい
ると解するのが自然であって，当該支出が条例所定経費であることを裏
付ける事実，すなわち，当該支出に係る政務活動の事実を証する書類の
写しの提出を求めているものとは解されない。また，条例所定経費に該
当するか否かの判断に当たり本件手引きの内容を参照できることは前
記(1)のとおりであるところ，同手引きにも，議員において当該支出が條
例所定経費であることを裏付ける事実，すなわち，当該支出に係る政務
活動の事実を証する書類を議長に提出する必要があることの記載又は
示唆はない。他方，本件手引きには，計上する支出の内容に応じ，所定
の附属様式，例えば，当該政務活動の「活動内容」を記載した政務活動
費出納簿や，視察等の行程，視察（訪問）先，調査等項目，調査等概要
（目的，内容，結果，所感等）を記載した海外・県外等政務活動報告書
などを整備して，收支報告書等に添付しなければならない旨定めている
ところ，これらの報告によつても，一定程度当該支出と政務活動との関
連性を確認することは可能である。

したがつて，議員が行った調査研究活動が条例所定経費である調査研
究費に該当することを裏付ける資料の提出がない点をもつて直ちに，当
該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

ここで，後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば，同議員は，別紙1記
載の各支出（ただし，別紙1番号2・3等の合計2・3支出を除く。）の原因
となる政務活動の内容等について，同議員の平成30年度政務活動費出

納簿の「活動(使途)内容」欄に記載し(甲8), タクシーの利用区画及び利用目的を記載した書面を作成し(甲11の10・17・25・30・38・46・56・59, 丙イ2(1頁~9頁)), 海外・県外政務活動報告書等を提出する(丙イ3~6)など, 本件手引きの定めに従い, 所定の附属様式を整備し, 収支報告書等に添付して議長に提出したことが認められる。また, 同議員は, 本件訴訟において, 別紙「福田議員の調査研究費に関する補助参加大らの主張」記載のとおり, 上記各支出の原因となる政務活動の内容等について, より詳しく主張するところ, 同主張及び上記附属書式の記載の内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

そして, 上記政務活動費出納簿に記載された支出内容は, タクシー料金等の交通費(番号1等), 駐車料金(番号235等), 各種の会費(番号238等), 宿泊費(番号259等)等であるところ, 本件手引きには, 調査研究費の「主な例」及び「その他の例」として, 「タクシー料金」「駐車料金」「研究会への参加費, 出席者負担金」「研究会に伴う懇談会に係る会費」「宿泊費」等が挙げられていることが認められる。

また, 本件条例は, 政務活動費を充てることができる議員の調査研究費の内容を「議員が行う市の事務, 地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と定めるところ, このような議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり, 個々の活動が市の事務, 地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては, 議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえる。

そこで, これらの諸事情に照らすと, 同議員の上記主張及び上記附属書式の記載に係る同議員の活動内容が市の事務, 地方行財政等と無関係であるとはいはず, これらの支出が本件条例の挙げる「政務活動費を充てることができない経費」(備考2)及び本件手引きの挙げる「政務活動

費を充てることができない経費の具体例」(第3章)に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。

5

(イ) 原告の主張する上記②の点について

条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件手引きの内容を参照できることは前記(1)のとおりであるところ、奉行条例及び本件手引きにおいて、調査研究費に政務活動費を充当する要件として、調査研究活動における視察先としてインターネット等で検索可能でない場所でなければならぬことの記載又は示唆はない。

10

したがって、調査研究活動における視察先としてインターネット等で検索可能な観光地であることをもって直ちに、条例所定経費に該当しないものとはいえない。

15

また、補助参加人らは、上記嵐山等の視察(別紙1番号234, 235, 257, 259, 260)に係る調査研究の内容に関し、別紙「福田議員の調査研究費に関する補助参加人の主張」のとおり主張するところ(番号1~3),かかる活動内容が市の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、本件条例及び本件手引きの挙げる「政務活動費を充てることができない経費」に該当するといった事情もうかがわれないことは、前記(ア)のとおりである。

20

(ウ) 原告の主張する上記③の点について

本件条例が、条例所定経費として、調査研究費、広報費等の項目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定すること、また、金沢市議会が本件手引きを定めた趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され

25

るものであり、本件手引きの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参考可能であることは、前記(1)イ及びウのとおりである。

したがって、本件条例に具体例が掲載されていないことをもって直ちに、条例所定経費に該当しないものとはいえない。

5

10

また、補助参加人らは、上記道路状況の確認（別紙1番号240，247）に係る調査研究の内容に関し、別紙「福田議員の調査研究費に関する補助参加人らの主張」のとおり主張するところ（番号5，6），かかる活動内容が市の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、本件条例及び本件手引きの挙げる「政務活動費を充てることができない経費」に該当するといった事情もうかがわれないことは、前記アのとおりである。

(エ) 原告の主張する上記④の点について

15

20

証拠（丙イ8）によれば、金沢市企業市民宣言の会は、石川県内に事業所を置く企業・法人等に、企業市民意識の醸成を図り、地域の発展に貢献することを目的として活動し、目的の達成に必要な啓発事業等を行うものであり（2条），同会は、（一社）金沢経済同友会提唱の「企業市民宣言」に賛同する企業・法人等によって構成する（3条）とされていることが認められる。他方、同会において、その会員を企業及び法人に限定し、個人が会員となることを禁じているものと認めるに足りる証拠はない。

したがって、法人及び企業ではない同議員が上記会の入会金を支出したことでもって直ちに、条例所定経費に該当しないものとはいえない。

また、上記のような同会の目的及び事業に鑑みると、同会に入会してその活動に参加することが市の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、本件条例及び本件手引きの挙げる「政務活動費を充てることができない経費」に該当するといった事情もうかがわれないことは、前記

25

(ア)のとおりである。

(オ) 原告の主張する上記⑤の点について

同議員は、全国日台友好議員協議会の目的、組織及び事業並びに同議員が同協議会の総会に参加した際に行った調査研究活動の内容について、別紙「福田議員の調査研究費に関する補助参加人らの主張」とおり主張するところ(番号7)、かかる活動内容が市の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえない、本件条例及び本件手引きの挙げる「政務活動費を充てることができない経費」に該当するといった事情もうかがわれないことは、前記(ア)のとおりである。

したがって、同協議会の総会に参加することが、議会の議員としての活動と認め難いとはいえない。

ウ 小括

以上によれば、別紙1の「違法額」欄記載の各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(4) 高岩議員の共通経費(別紙2)

同議員は、別紙2のとおり、平成30年度中に、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出金額」の一部につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張し、その根拠として、①同議員は、調査研究活動等の政務活動を実施したこと又は同議員が上記政務活動に当該支出に係る自動車等を利用していたことを裏付ける資料を提出していないこと、②本件手引きが共通経費として例示する携帯電話の利用料金等は、議会の議員としての活動ではない私人としての活動のための経費であるから、本質的には、条例において「政務活動に要する経費」と定めることができないものであること、③同議員が議長に提出した「高岩勝人」名義の通帳等の書類は、同議員の私的経費である事実を証する書類であることを挙げる。

そこで、同主張の当否について検討する。

ア 収支報告書の訂正がされた支出

同議員が、当初の収支報告書記載の調査研究費支出に誤りがあったとして、別紙2番号24の支出の項目を共通経費から事務所費に訂正する旨報告したことは、前記前提事実(5)イのとおりである。そして、当該訂正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当であることは、前記(2)のとおりである。

5

したがって、別紙2番号24の支出の全額が条例所定経費に該当しない旨の原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

10

イ 他の支出

(ア) 原告の主張する上記①の点について

議員が行った調査研究活動が条例所定経費である調査研究費に該当することを裏付ける資料の提出がない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記(3)イアのとおりである。

15

したがって、これと同旨の理由により、同議員が調査研究活動等の政務活動を実施したこと又は同議員が上記政務活動に当該支出に係る自動車等を利用していたことを裏付ける資料を提出していないことをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

20

(イ) 原告の主張する上記②及び③の点について

本件手引きには、共通経費の例として、i) 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、ii) 自動車の燃料費、iii) 自動車のリース料、iv) コピー機のリース料、v) 事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅

25

固定電話利用料が挙げられ、これらの経費以外に共通経費を計上することはできないとされ、さらに、その充当割合及び充当限度額について、いずれも 1 台分に限るものとして、上記 i) ないし iii) は各 2 分の 1 (充当限度額は、i) につき月額 1 万 5 0 0 0 円、ii) につき同 2 万円、iii) につき同 3 万円。), 上記 iv) はコピー機を設置する事務所の形態に応じ 2 分の 1 又は 3 分の 1 (充当限度額は月額 1 万円), 上記 v) は 3 分の 1 (充当限度額は月額 1 万円) とすることが記載されている。

ここで、携帯電話及びタブレット端末は政務活動に関する連絡手段や情報収集手段として、自動車は政務活動のための移動手段として、コピー機は政務活動に関する資料等の作成や収集手段として、自宅固定電話は政務活動に関する連絡手段として、いずれも議員の政務活動の用に供され得るものであり、これらに係る上記経費は、いずれも政務活動と一般的な関連性を有するものと認められる。そして、これらの経費は個々の政務活動ごとに生じるものではなく、通常、一定期間の利用に対する対価ないし経費という形で生ずるものであって、同経費と個々の政務活動との直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難であるし、仮にこれらの利用時間や利用割合等に応じた対応関係を想定できるとしても、これを逐一明らかにすることは、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を來し、地方自治法及び本件条例が政務活動費の交付を定めた趣旨に反することにもなりかねない。これらの点を考慮すると、上記経費は、本件条例別表所定の「共通経費」として位置付けることが相応しい経費であるといえる。

また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のために上記携帯電話、タブレット端末、自動車、コピー機及び自宅固定電話（以下「携帯電話等」と総称する。）を使用することも想定されるが、議員が携帯電話等を使用

する事務のうち、政務活動に関連性を有するものの割合及びそれに要する金額が、一般的に本件手引きが定める上記の割合及び充当限度額を上回るものであることを認めるに足りる証拠もないことから、上記の本件手引きの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

そして、別紙2記載の各支出(ただし、別紙2番号24の支出を除く。)に関し、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費出納簿(甲9)の「活動(使途)内容」欄の記載に加えて、政務活動報告書に添付された領収書、契約書、支払明細書及び預金口座の取引履歴の記載(甲12の1~23)を併せ考慮すると、上記各支出は、同議員の携帯電話の利用料金、自動車の燃料費(ガソリン代)、自動車のリース料及びコピー機のリース料であると推認される。

また、同議員は、本件手引きに従い、上記携帯電話の利用料金、ガソリン代及び自動車のリース料の各2分の1(ただし、自動車のリース料については、本件手引きの定める充当限度額である月額3万円)並びにコピー機のリース料の3分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

以上によれば、本件手引きが共通経費として例示する携帯電話の利用料金等であることをもって直ちに、議会の議員としての活動ではない私人としての活動のための経費であって、条例において「政務活動に要する経費」と定めることができないものであるとは認められないし、別紙2番号4~8ないし5~7の各支出が「高岩勝人」名義の通帳からの引落しによりされたことをもって直ちに、これが私的経費であると認めることもできないというべきである。

ウ 小括

以上によれば、別紙2の「違法額」欄記載の各支出に関し、原告におい

て外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(5) 野本議員の広報費（別紙3）

同議員は、別紙3のとおり、平成30年度中に、「支出内容」を「市政広報誌郵送代」等とする「支出金額」の全部又は一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

5

10

原告は、別紙3記載の「支出金額」の各2分の1を超える部分は条例所定経費に該当しない旨主張し、その根拠として、当該議員が実施する政務活動としての広報活動は、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に属する宣伝の性格が併存し、政務活動としての広報活動は宣伝と相反するものであることを挙げる。

そこで、同主張の当否について検討する。

ア 収支報告書の訂正がされた支出

15

同議員が、当初の収支報告書記載の調査研究費支出に誤りがあったとして、別紙3番号1の充当額を支出金額の10分の8に相当する3万2800円に、番号2の充当額を支出金額の10分の8に相当する6万5664円に、それぞれ減額すると訂正する旨報告したことは、前記前提事実(5)ウのとおりである。そして、当該訂正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当であることは、前記(2)のとおりである。

20

したがって、別紙3番号1及び2の支出のうち、上記金額を超える部分につき、これらが条例所定経費に該当しない旨の原告の主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

イ その他の支出

25

本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の広報費の内容を「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と定め、本件手引きは、その主な例として、広報紙・報告書等印刷費、会場

費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等を掲げるところ、議員が市民に議員の活動や市政について知らせる広報活動は、市政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会の審議能力の強化に資するものといえる。

そして、このような広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それが付隨的・副次的なものにとどまる限り、広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものといえる。

したがって、当該広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広報活動が一般的に議員を宣伝する側面があることのみを理由に、広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえない。

そこで、以下において、原告が広報活動の具体的な内容を踏まえて主張する点について検討する。

(ア) 市政報告書(別紙3番号1, 2, 15~20, 23, 24, 28~31)

原告は、上記各支出に関し、「のもとまさとnews」(Vol. 7~9)には、「皆様へのメッセージ」欄に、「日頃は、野本正人の政治活動に対しまして、あたたかいご支援とご協力、叱咤激励を賜り厚くお礼申し上げます。」との記載があり、同議員が代表を務める政党支部の所在地でもある同議員の事務所所在地が記載されているから、上記市政報告書の印刷代、郵送代等は、政務活動費を充てることができない政治活動の経費でもある旨主張する。

そこで、上記各支出に係る広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲10、13の13～16・19・20・24～26・28・33～35、丙口2～4）及び弁論の全趣旨によれば、別紙3番号1、2、15ないし20、23、24及び28ないし31の各支出は、同議員が発行した冊子「のもとまさとnews」（Vol. 7～9）の印刷料金、郵送料金及びポスティング料金であると推認される。

そして、上記市政報告書（甲13の28・33・34、丙口2～4）の記載内容を鑑みると、同報告書の記載の大部分は、同議員が金沢市議会で同議員が行った質疑及びそれに対する副市長等からの回答を紹介する記事や、同議員の活動報告、これらを踏まえた議員活動に対する決意を表明した文章、同議員の市議会及び事務所の連絡先等で占められており、同議員の政治活動へ支援・協力等を受けたことへの感謝の意を述べた文章は、紙面全体のわずかな割合にとどまっていることが認められる。

以上によれば、上記市政報告書の主な内容は、同議員が取り組み、又は関心を有している施策等を紹介するものであり、これらは市政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集・把握するためのものであると認められる。

また、上記市政報告書に政党支部の所在地でもある同議員の事務所所在地が記載されているとしても、同報告書の上記記載内容に鑑みると、かかる事実をもって直ちに、上記市政報告書を印刷、郵送等する行為の政治活動としての側面が、政務活動としての広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらないものであると認めることはできない。

(イ) 市政報告会（別紙3番号4～9）

原告は、上記各支出に関し、平成30年8月4日実施の市政報告会等開催報告書添付の式次第によれば、参議院議員3名の各秘書が来賓とし

て参加し、自由民主党の青年代表が頑張ろう三唱を行い、開会挨拶及び来賓挨拶の時間を加えると合計16分間にもなり、また、同議員は自由民主党石川県金沢市第二十四支部の代表者でもあるから、上記市政報告会の郵送代、会場費等は、政務活動費を充てることができない政治活動の経費でもある旨主張する。

そこで、上記各支出に係る広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲10、13の4～7・30、丙口7）及び弁論の全趣旨によれば、別紙3番号4ないし9の各支出は、同議員が開催した市政報告会の案内郵送料金、封筒印刷代金、会場費、パワーポイント等作成料金及びお茶代であると推認される。

そして、証拠（甲13の30～32、丙口7）及び弁論の全趣旨によれば、同報告会は公民館において約1時間にわたり開催され、その中で同議員の活動を編集したビデオの上映、同議員による平成30年度の市の予算、南部地区の課題等に関する市政報告、出席者全員による質疑応答・同議員に対する要望等が行われたことが認められる。

以上によれば、上記市政報告会の主な内容は、同議員が取り組み、又は関心を有している施策等を報告し、出席者である市民等との質疑応答等を行うものであるから、これらは市政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集・把握するためのものであると認められる。

なお、上記市政報告会では、同議員の後援会会长、国會議員及び県議会議員の挨拶、来賓の国會議員の紹介及び自由民主党三馬米泉校下部会の青年代表による頑張ろう三唱が行われているが、市政報告において、同議員の支持者である後援会関係者や、上位団体である国政政党及び県議会政党の議員が挨拶を行うことなどが、市政報告の趣旨と矛盾するものとはいえない。

また、同議員は自由民主党支部の代表者であるが、上記市政報告会における同議員の挨拶の内容は上記のとおりであることに照らすと、同議員が上記立場にあることをもって直ちに、上記挨拶が議員の議員活動ではない政治活動に当たるものとは認められない。

5 (ウ) ホームページ(別紙3番号3, 10~14, 21, 22, 25~27, 32)

原告は、上記各支出に関し、同議員のホームページの「のもと正人ご
あいさつ」の記載内容や、「自由民主党」のタグ記載があることを理由に、
上記ホームページの管理費用は政務活動費を充てることができない政治
活動の経費でもある旨主張する。

10

そこで、上記各支出に係る広報活動の内容及び効果について、個別に
検討するに、証拠(甲10, 13の3~8~12~17~18~21~
23~27~29, 丙口5, 6)及び弁論の全趣旨によれば、別紙3番
号10ないし14, 21, 22, 25ないし27及び32の各支出は、
同議員のホームページの管理料であると推認される。

15

そして、上記ホームページ(丙口6)の記載内容を鑑みると、そこには、同議員の「ごあいさつ」のほか、同議員のプロフィール、政治理念、
前記(ア)の市政報告書のバックナンバーを閲覧できる記事、市政報告会の
案内・報告が掲載されている。

20

以上によれば、同議員のホームページの主な内容は、同議員が取り組
み、又は関心を有している施策等を紹介するものであって、これらは市
政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要
望や意見等を的確に収集・把握するためのものであると認められ、原告
の主張する点を考慮しても、同ホームページの管理料を支出する行為の
政治活動としての側面が、政務活動としての広報活動に伴う付隨的・副
次的なものにとどまらないものであると認めることはできない。

25

ウ 小括

以上によれば、別紙3の「違法額」欄記載の各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(6) 本件各議員の会派共用費（別紙4～6）

本件各議員は、別紙4ないし6のとおり、「支出内容」を「【実支払分】」とする「支出金額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記の各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①本件各議員は、上記各支出を裏付ける書類として、ただし書として「会派共用費概算払分」等との記載がある領収証しか提出しておらず、上記各支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を提出しないこと、②本件各議員は、会派からの返納額を収入欄に計上し、実態とは異なる記載をしており、実態がない架空の政務活動費を計上したことを挙げる。

そこで、同主張の当否について検討する。

ア 原告の主張する上記①の点について

議員が行った調査研究活動が条例所定経費である調査研究費に該当することを裏付ける資料の提出がない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記(3)イ(ア)のとおりである。

したがって、これと同旨の理由により、議員において当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける資料を提出しないことをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

イ 原告の主張する上記②の点について

本件手引きには、会派共用費の例として、i) 事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等が挙げられ、ii) 会派共用費の限度額は議員一人につき年間60万円とし、iii) 会派共用費は議員から会派に四半期ごとに概算払い（領収書を会派から受領）

することができ、第4四半期に議員個人の支出額を精算することとして、その際に、会派の会計担当から議員宛に交付される精算書の写しに、会派経費の総額が分かる領収書の写しを添付して提出すること、iv) 会派等の場合は、代表議員1名に領収書の写しを添付し、その他の議員は、精算書に「領収書の写しは○○議員の会派共用費の精算書に添付済み」と記載する必要があることが記載されている。

ここで、本件条例は、会派共用費について、本件条例別表のとおり規定するところ、本件手引きに会派共用費の例として挙げられている事務機器の購入費等は、いずれも、本件条例別表の定めるとおり、議員の所属する会派等において共同で使用する物件又は共同で行う事業に要する経費に該当し得るものであり、これらに係る経費は、政務活動と一般的な関連性を有するものと認められる。そして、これらの費用につき、その支出の都度、当該議員らからその按分額に応じた支払を受けたり、一定額の支払を受けた後に個々の支出ごとに精算したりすることは、極めて煩瑣であって事実上困難であるし、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を来し、地方自治法及び本件条例が政務活動費の交付を求めた趣旨に反することにもなりかねない。

また、本件条例10条1項が、政務活動費の交付を受けた議員に対し、
20 収支報告書を議長に提出する際に、「領収書その他の当該支出に係る事実
を証する書類の写しを添付し」なければならないと定める趣旨は、支出の
事実を裏付ける資料の提出を求ることにより、政務活動費の使途の透明
性を確保することにあると解されるところ、本件手引きに記載された方法
によっても、議長は、当該会派の代表議員が提出する領収書の写しをもつて、会派共用費として会派に所属する議員から支出された会派共用費の使
途を確認・調査することができるから、同条の趣旨に反するものではない
25 と解される。

これらの事情を考慮すると、上記の本件手引きの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

そして、別紙4ないし6記載の各支出に関し、会派の会計担当から本件各議員らに交付された精算書（乙7）の記載に加えて、当該会派の代表議員1名の政務活動報告書に添付された領収書（乙7）の記載を併せ考慮すると、上記各支出は、上記会派等において議員が共同で購入した資料購入費等であると推認され、本件各議員が会派に対して概算払いした金額（各4万円）から上記資料購入費等の議員一人当たりの実支払分を控除した残額が、会派から本件各議員に返納されたものであって、本件各議員は、その収支報告書（甲2～4）の支出欄（会派共用費）に上記概算払額を記載し、同収入欄（その他預金利子等）に上記返納額を含む金額を記載したものであることが認められる。

このように、本件各議員が、会派からの返納額を収支報告書の収入欄に計上したことは、本件手引きの記載に沿うものといえるから、このことをもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

ウ 以上によれば、別紙4ないし6の「違法額」欄記載の各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(7) まとめ

以上検討したところによれば、本件各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められないから、これらの支出に政務活動費を充てることは違法なものであるとは認められない。

なお、原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しないことに関し、他にも種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

2 結論

以上説示したところによれば、その余の争点について判断するまでもなく、

本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということはできないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山 門 優

10

裁判官 吉 川 健 治

15

裁判官 小 棟 智 子

(別表)

番号	議員氏名	違法支出額 合計(円)	費目の内訳	対応する 別紙番号
1	福田太郎	773,902	調査研究費	1
			会派共用費	4
2	高岩勝人	600,062	共通経費	2
			会派共用費	5
3	野本正人	488,636	広報費	3
			会派共用費	6

(注1) 番号1の福田太郎議員は、被告補助参加人福田太郎である。

(注2) 番号3の野本正人議員は、被告補助参加人野本正人である。

(別 紙)

5月

金沢市議会政務活動費 運用の手引き

平成29年4月改訂
金沢市議会

はじめに

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の交付目的が拡大され、名称も「政務活動費」と改められました。議員には従来にも増して調査研究等を進め、議員活動の活性化を図り、議会の機能を充実・強化させることが期待されています。同時に、政務活動費は市民の税金による交付金であることから、使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすよう、さらに求められています。

金沢市議会では、地方自治法の一部改正を受け、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。

条例の改正においては、使途の透明性の確保に留意しながら、法の定めにより、規則で規定していた政務調査費の使途基準を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」として条例で規定することになりました。また、本市では規則別表で規定していた「政務調査費を充てることができない経費」も、条例別表で「政務活動費を充てることができない経費」として規定し直しております。

今回の改正では、法制執務の関係から規則別表の各項目に記載してあった例示を条例別表に表記することができなかったため、実際の執行にあたっての指針となる具体的な例については、すべてこの運用の手引きで表していくことになりました。

この手引きは、議会内で取扱いの基本指針を示すとして活用されてきた「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成されており、具体的な例示を含む「運用の手引き」の重要性は、今後ますます高まるものと考えます。

議員各位には、この手引きを判断基準として活用していただき、適正な執行に努めていただくとともに、より一層活発な市民ニーズに即した政務活動を実施され、金沢市の発展と市民福祉の向上に寄与されることを願っています。

平成25年4月

金沢市議会

目 次

第1章 政務活動費の概要	1
1 趣旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）	1
2 政務活動費の性質	2
3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	2
第2章 政務活動費の基本的な運用指針	3
1 政務活動費執行にあたっての原則	3
・3 親等以内の親族の範囲	4
2 実費弁償の原則	5
3 領収書の添付	5
4 按分の取り扱い	5
第3章 政務活動費を充てることができない経費	6
1 政務活動費を充てることができない経費の具体的な事例	6
(1) 政党の活動に係る経費	6
(2) 慶弔費その他の交際費的経費	6
(3) 選挙活動に係る経費	7
(4) 後援会活動に係る経費	7
(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	7
(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費	7
(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	8
(8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費	8
(9) 使途不明の支出に係る経費	8
第4章 政務活動費を充てができる経費の範囲	9
1 政務活動費を充てができる経費の具体的な事例	9
(1) 調査研究費	9
(2) 研修費	10
(3) 広報費	11
(4) 広聴費	11
(5) 要請・陳情活動費	12
(6) 会議費	12
(7) 資料作成費	13
(8) 資料購入費	13

(9) 人件費	13
(10) 事務所費	14
(11) 会派共用費	15
(12) 共通経費	15
 2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針	16
(1) 年会費・参加費等	16
(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用	16
(3) 飲食を伴う会議(懇談会)費	16
(4) 事務所費	17
① 事務所の要件	17
② 事務所経費の按分方針	17
③ 事務所経費への充当限度額	18
④ 事務所における活動実績の割合(推計)により按分率を算出する際の基準例	18
(5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料	19
① 備品の購入又は賃借	19
② 備品購入費や賃借料の按分	19
③ 購入備品の処分	20
(6) 海外・県外での政務活動に係る政務活動費	20
① 必要性・合理性の検討	20
② 議長への海外旅行届	20
③ 報告書の作成	20
④ 議員が共同で行う調査活動	21
⑤ 海外における政務活動費	21
(7) タクシー料金	21
 第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について	22
1 政務活動費の支出を証する書類	22
(1) 領収書等の支出を証する書類の収取と整理	22
(2) 領収書等への補記が必要な支出	26
(3) 附属資料の添付が必要な支出	27
(4) 附属様式の整備	28
(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理	28
(6) 未払金の支出を証する書類の提出	28

2 政務活動費出納簿の作成	29
3 収支報告書の提出及び措置	29
4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存	29
5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開	29
6 領収書等の原本の保管	29
7 その他	29
 附属様式 1 政務活動費出納簿	30
附属様式 2 海外・県外等政務活動報告書	33
附属様式 3 市政報告会等開催報告書	34
附属様式 4 広報紙等作成報告書	36
附属様式 5 職員雇用台帳	38
附属様式 6 業務日誌	39
附属様式 7 政務活動事務所届	40
附属様式 8 備品台帳	41
 第 6 章 関係条例・規則	42
・金沢市議会政務活動費の交付に関する条例	42
・金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	46
様式第 1 号（第 2 条関係） 政務活動費交付申請書	47
様式第 2 号（第 3 条関係） 政務活動費交付決定通知書	48
様式第 3 号（第 4 条関係） 政務活動費交付請求書	49
様式第 4 号（第 5 条関係） 政務活動費収支報告書	50
様式第 4 号（第 5 条関係） 政務活動費収支報告書 別紙	51

第1章 政務活動費の概要

1 趣旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）

[地方自治法]

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中にあって、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正によって、政務調査費交付制度（第100条第13項及び第14項）が設けられました（平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行）。

その後、平成24年法律第72号の地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行）により政務調査費交付制度は政務活動費交付制度（第100条第14項乃至第16項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加され、

「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。名称も「政務調査費」から「政務活動費」となり、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

[金沢市議会]

本市では、平成12年の地方自治法の改正の規定を受けて、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例が制定されました（平成13年3月23公布、平成13年4月1日施行）。この条例では、政務調査費の交付対象は会派でした。

その後、平成20年6月には、政務調査費のさらなる透明化を図るため収支報告書に領収書の添付を義務づけ、交付対象も会派から議員に変更するため金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行いました。また同時に、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す「金沢市議会政務調査費運用の手引き」が政務調査費改革検討会において検討され、代表者会議において了承された後、同年7月から運用されました。政務調査活動は、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となり、こうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと本市議会では考えました。

平成24年の地方自治法の一部改正により、金沢市議会では、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。同時に、「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に、「金沢市議会政務活動費運用の手引き」を定めることとしました。

2 政務活動費の性質

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、金沢市議会議員（以下「議員」という。）の「市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもの」です。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動を充てることができる経費の範囲において使用しなければならず、政務活動以外の経費に使用することは認められていません。

金沢市議会では、政務活動を「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てができるとしています。（条例第8条）

また、政務活動費を充てることができない経費については、条例別表の備考2で示しております。

3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。なお、条例、規則の詳細は第6章を参照して下さい。

■地方自治法（第100条第14項・第15項・第16項）

■金沢市議会政務活動費の交付に関する条例

■金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

■金沢市議会政務活動費運用の手引き

第2章 政務活動費の基本的な運用指針

1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとします。

ア 政務活動が、市行政と関連性を有していること。

政務活動費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、活動が市政と関連性を有することが前提です。

イ 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。

政務活動の目的との関係において、政務活動費としての支出が合理性、必要性を欠くものであってはいけません。

政務活動に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相応な日程の調査旅費などの支出は、政務活動費として適切ではありません。

ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が著しく高額である場合は、社会通念上適切とはいえません。

エ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

金沢市議会における政務活動費では、支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある個人や法人への支出を制限します。

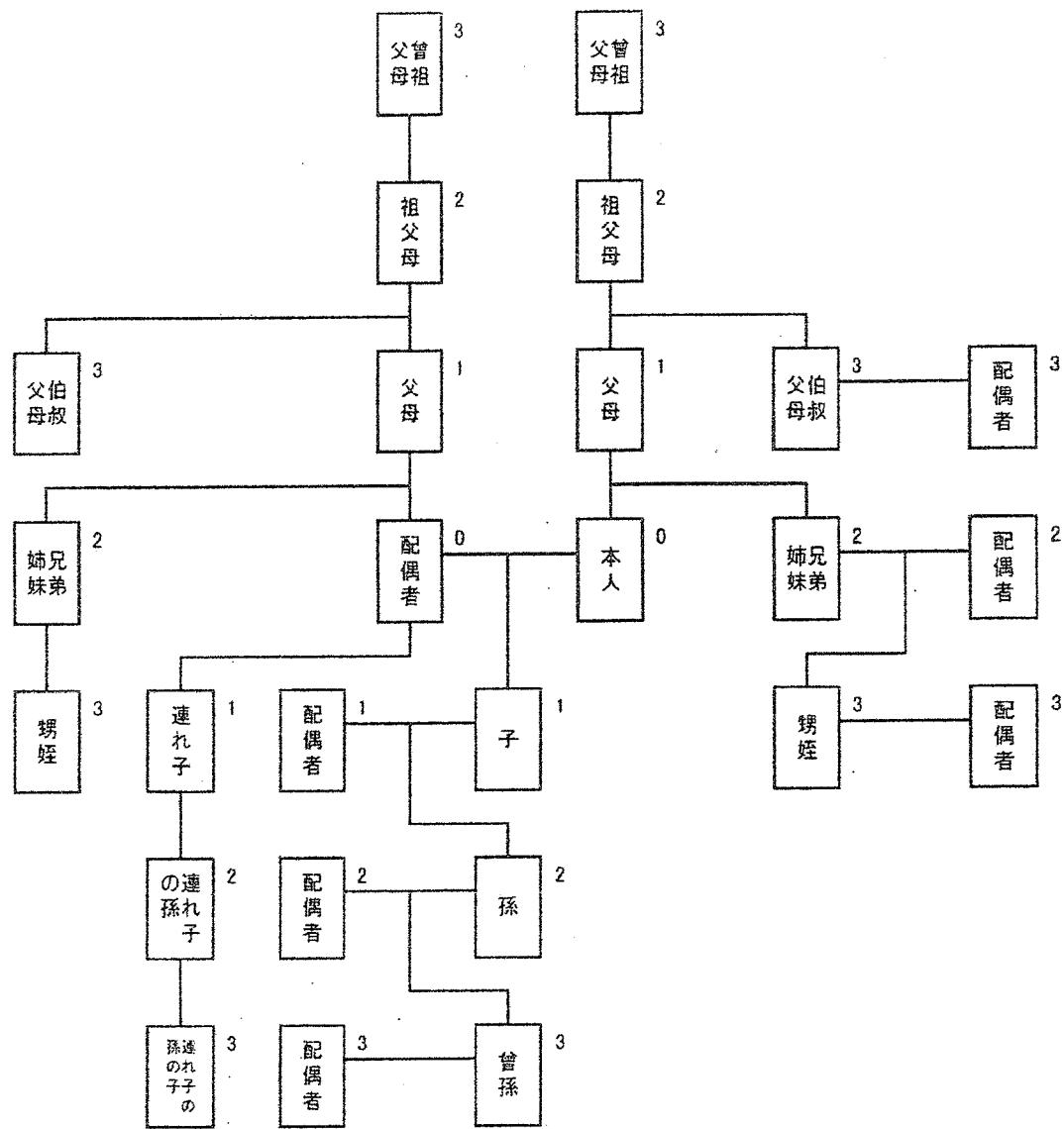
議員との関係で、「3親等以内の親族及び同居人」に対し、政務活動費を支出することはできません。また、「議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人」へ対しても支出できません。

◇政務活動費の支出先

		区分	支出の可否
個人		議員と3親等以内の親族及び同居人	×
		上記以外	○
法人	代表者が	議員本人	×
		議員と3親等以内の親族及び同居人	×
		上記以外	○

○：可、×：不可

3親等以内の親族の範囲



民法（抜粋）

(親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

六觀等内の血族

卷之三

二 三親等内の姻族

2 実費弁償の原則

政務活動費は、実費弁償が原則です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではありません。

3 領収書の添付

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された公金です。公金の支出に関しては透明性が求められており、一定の目的のために交付される政務活動費の支出には、目的に合った正当な使用と実費以上に支出が無いことの証拠書類が必要です。

このため、収支報告書への領収書の添付を義務付けることとし、全ての支出に対して領收証の写しを添付することとします。

4 按分の取り扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、費用弁償が支給される議会活動、選挙活動、政党活動、私人としての活動など様々な面をもっています。一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もあると考えられます。

このため、当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとします。

第3章 政務活動費を充てることができない経費

政務活動費を充てることができない経費は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表 備考2」で示されています。

(条例別表) 備考

- 2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。
- (1) 政党の活動に係る経費
 - (2) 慶弔費その他の交際費的経費
 - (3) 選挙活動に係る経費
 - (4) 後援会活動に係る経費
 - (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
 - (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
 - (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
 - (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費
 - (9) 使途不明の支出に係る経費

1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例

(1) 政党の活動に係る経費

(例)

- ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等

(2) 慶弔費その他の交際費的経費

(例)

- ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費
- ・宗教活動に係る経費
- ・専ら個人的な立場において支出すべき会費
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)
- ・各種団体への寄付金、支援金等
- ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・親睦を目的とする会合の会費
- ・レクリエーション経費

(3) 選挙活動に係る経費

(例)

- ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

(4) 後援会活動に係る経費

(例)

- ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他後援会活動に係る経費

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(例)

- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用
- ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用
- ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動
その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所
での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）

※ 政務活動費を充てることができる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、政務活動としての会議との一体性（会議に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務活動費の対象経費とすることができます。

（一 第4章 2 (3) 参照）

(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費

(例)

- ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。)
- ・自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
- ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）
- ・自宅事務所の賃料

(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費

(例)

- ・委員会等の視察旅費との重複
- ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシーレンジ、ガソリン代等）との重複

(8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費
- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為
ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。
- ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

(9) 用途不明の支出に係る経費

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の支出については、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てるすることができます。

別表には例示がないため、何に充当できるか、その例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にします。

※ ここに記載した例示は、充当できる経費の全てを網羅したものではありません。

1 政務活動費を充てることができる経費の具体的な事例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表（第8条関係）における各項目の具体的な例は以下のとおりです。

(1) 調査研究費	
項 目	内 容
1 調査研究費	<p>議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</p> <p>(主な例) 資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等</p> <p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none">・施設入館料・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 $[\text{燃料費} = \text{単価 (円/ℓ)} \times \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)}]$で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。・タクシー料金 (利用区間、利用目的を領収書等に明記)・駐車料金 (利用目的等を明記) ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。・高速代、有料道路使用料 (利用区間、目的等を明記)・海外旅費・研究会の会場費、講師謝金、お茶代・機材借上費 (プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等)・研究会への参加費、出席者負担金・研究会に伴う懇談会に係る会費
※ 1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。	

	<p>※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。</p> <p>※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。</p> <p>→ 第4章 2 (6) 海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。</p> <p>※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。</p>
--	---

(2) 研修費

2 研修費	<p>議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費</p> <p>(主な例) 講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等</p> <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等） ・資料印刷費、お茶代 ・出席者負担金 ・遠方の研修会に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費 = 単価(円/ℓ) × 走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金（利用目的等を明記） ・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記） ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記） ・政党・政治団体が主催する研修会の参加費（出席者負担金）は、 市政と密接な関係があり、研修会としての実質がある場合のみ認めます。 ・パソコン講座の受講料は、個人の資質の向上を目指すものであり、 研修費に当たりません。 ・研修会に伴う懇談会に係る会費 <p>※1 研修会場で購入した資料やテキストは、研修費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。</p>
-------	---

(3) 広報費

3 広報費	<p>議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費</p> <p>(主な例) 広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等</p> <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・広報活動のため開催する会の機材借上費・広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費・ホームページ作成料・管理費用・広報紙等発送費用（文書通信費を除く） <p>※ 1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2 (2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を 参照してください。</p> <p>※ 2 印刷費は製本費用も含みます。</p> <p>※ 3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、 広報紙等作成報告書（附属資料4）の添付が必要です。</p>
-------	---

(4) 広聴費

4 広聴費	<p>議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の 聴取並びに住民相談等の活動に要する経費</p> <p>(主な例) 資料印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交 通費等</p> <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・市政に関する情報収集のため必要な会への出席に伴う費用 (議員として出席する会の会費等)・住民のニーズを把握するためのアンケート調査・広聴活動のため開催する会の機材借上費 <p>※ 1 広聴活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2 (2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を 参照してください。</p>
-------	--

(11) 会派共用費

11 会派共用費	<p>所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの</p> <p>(例) 事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等</p>
	<p>※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円／年とします。</p> <p>※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。</p>

(12) 共通経費

12 共通経費	<p>上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費</p> <p>(例) 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になつてない場合の自宅固定電話利用料</p>
	<ul style="list-style-type: none">・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円／月とします。・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円／月とします。・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円／月とします。（維持管理費を含む）・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を1万円／月とします。・事務所が自宅と兼用になつてない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3とし、限度額を1万円／月とします。 <p>※1 共通経費については、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外の計上はできません。</p>

2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針

(1) 年会費・参加費等

年会費等その団体の会員資格を得るためや、会合等に参加するために必要な会費については、その団体の活動内容及び実態が政務活動に資するものである必要があります。議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費・参加費等については、政務活動費を充当することはできません。

政務活動費から年会費等を支払う団体については、その活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として成果が認められる必要があります。その確認のためには、年会費等を支払う団体の事業報告書等の写しを領収書に添付するものとします。この場合、団体の事業と収支の実績の分かる資料は必ず添付しなければなりません。

また、団体の支出の多くが補助や支援、協賛金として支出されている団体の年会費等は、政務活動費を充当することはできません。

(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用

広報活動又は広聴活動を目的して開催する会（以下「市政報告会等」といいます。）は、会場によっては支出が高額となり、また、懇親を目的とした会（以下「懇親会等」といいます。）が連続して行われる場合もあることから、使途の透明性の確保に努める必要があります。

特に、市政報告会等と懇親会等とが連続して行われる場合は、それぞれの支出額が明確に区分できるときに限り、市政報告会等の開催に要する経費の充当を認めます。

また、参加者に飲料や茶菓子を提供する場合の充当上限額は、参加者1人当たり500円とします。

なお、市政報告会等の開催に要する経費を計上する場合は、市政報告会等開催報告書（附属様式3）の添付が必要です。

(3) 飲食を伴う会議（懇談会）費

政務活動費を充てることのできる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、その飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものである場合に限り、政務活動費の支出が可能です。

また、その飲食経費は、1人あたり1回の支出につき5,000円以内とします。

なお、飲食を主たる目的とした会合、会派や議員間の私的な懇談会等の会費には、政務活動費を充当することはできません。また、飲食が政務活動を目的とした会議に付隨（連続）したものであっても、居酒屋などの政務活動を行うには不適当な場所で当初から開催されたものは充当できません。

飲食を伴う会議（懇談会）費の支出にあたっては、会議の次第などの資料を添付するなど、誤解を招かないようにすることが肝要です。

経費の支出にあたっては、公職選挙法その他法令等の定める禁止規定に抵触する事が

ないよう注意する必要があります。

※【参考】政務調査費における運用方針

(議員・職員のための議会運営の実際 2.1 地方議会研究会 P106より抜粋)

(質問) なぜ懇親会の経費が認められる場合と認められない場合があるのか。

(解答) 政務調査費は調査研究、情報の入手のために使用するものです。当該行政区域内の各種団体の総会等では行政に対する要望事項等を決定しますので、会派、議員が出席します。総会終了後に懇親会が行われる場合、社会通念上認められる程度の参加費であれば政務調査費で支出することができます。

総会は形式的な要望等の入手が多いですが、懇親会では要望等の具体的な内容、必要性など本音の情報を入手できますので、総会に連続する場合は政務調査費を充当することができます。また研修会への参加経費、研修会に続く懇親会経費も研修の延長として情報の入手や研修内容を深めることに役立ちますので認められます。総会はよくて、懇親会は対象外との形式論には賛成できません。

これに対し懇親会だけに参加するのも有益な情報入手になるのですが、私的な要素との区別がつかないことや、誤解を招くこと等から政務調査費による支出は認めない運用が適切です。

(4) 事務所費

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。

(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。

(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

(ウ) 貸貸の場合には、議員が契約者となっていること。

事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届（附属様式7）の添付が必要です。

また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

③ 購入備品の処分

購入した備品の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める減価償却の基準によるものとします。

耐用年数を経過した備品は備品台帳から削除します。

議員でなくなったときには、購入備品の使用年数が耐用年数に満たない場合は、備品の未償却残高を算出し、残存価値相当額を市に返還するものとします。

※ 備品(減価償却資産)における耐用年数の例

区分	細分	耐用年数
事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
テープレコーダーその他の音響機器		5年
電子計算機	パソコン用コンピューター (サーバー用のものを除く)	4年
	その他のもの	5年
複写機		5年
その他の事務機器		5年
ファクシミリ		5年
カメラ		5年

上記以外については、議会事務局に確認してください。

(6) 海外・県外等での政務活動に係る政務活動費

① 必要性・合理性の検討

海外・県外での政務活動を行うに当たっては、項目・場所等について、必要性、合理性等を考慮した上で行うこととします。

なお、海外への調査は1年に4回限りとし、1年間の限度額を60万円とします。この場合の「1年間」は、4月から翌年3月までの1年間です。

② 議長への海外旅行届

海外で政務活動を行うときは、あらかじめ議長へ所定の旅行届（既存の様式）を提出します。

③ 報告書の作成

海外や県外での政務活動、あるいは宿泊を伴う県内での政務活動を終えたときは、視察等の行程、視察（訪問）先、調査等項目、調査等概要（市政との関連性、目的、内容、結果、所感等）を記載した海外・県外等政務活動報告書（附属様式2）を作成し、収支報告書に添付します。

なお、報告書の調査等概要欄には、「市政との関連性」を必ず明記しなければなりません。

また、議員以外の同行者がいた場合は、その旨及びその理由を備考欄に記載してください。

団体等が主催する研究会、研修会に参加したときは、実施された内容の概要が分かる資料を報告書に添付してください。要請・陳情活動を行ったときは、相手方の回答などを報告書に記載し、陳情書等があれば写しを報告書に添付してください。

④ 議員が共同で行う調査活動

任意の複数の議員が共同で調査等を行う場合は、経費の支払いを複雑にしないためにも、代表者を決めて経費の支払いを行うことができるものとします。調査費等に係る経費の内容を分かり易くするため、全体の経費と各支出内容、按分された各議員負担額が分かる資料を添付してください。

⑤ 海外における政務活動費

海外での政務活動では、通訳に係る費用や両替の手数料、帰国後の資料の翻訳料など国内の政務活動にはない経費が発生します。これらの経費は政務活動費で支払うことができます。また、現地通貨で記載された領収書を添付しなければならない場合は、海外での政務活動のために両替した時の為替レート、または以前に両替した現地通貨で支払った場合であれば、両替日または支払日の為替レートで換算した円の金額で費用を計上するものとします。

※ 議会の議決による議員派遣としての海外・県外行政視察経費に政務活動費を充当
(加算)することはできません。

(7) タクシー料金

乗車1回当たりの充当限度額を5,000円とします。

第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について

1 政務活動費の支出を証する書類

(1) 領収書等の支出を証する書類の徴収と整理

政務活動費の支出を証明する書類として、領収書が必要です。このため、政務活動費の支出をしたときは、相手方から領収書を徴して下さい。

しかし、政務活動に伴う支払い行為は、市井における経済的な取引活動でもあり、商習慣等から領収書を徴することが難しい場合があります。このため、領収書に代わり支出を証明することができる証票類も、領収書として取り扱うこととします。即ち、支払いが確実に行われたことを証することができる銀行等の振込金受取書、預金通帳、クレジットカードの支払明細、レシート（=レジスターで金額などが印字された紙片）などと、その支払い対象となったものが判別できる書類をもって領収書とみなします。

また、自動券売機で切符や施設への入場券などの購入をした場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要とします。ただし、施設の入場料等にあっては入場券等の半券の写しを添付するものとします。

領収書は政務活動における支出の証拠となるほか、政務活動の内容を説明する書類としても重要です。政務活動の内容は、原則として領収書等の支出を証する書類に補記や他の書類を添付することによって説明します。出納簿の活動内容欄は必要最低限の簡潔な表現とし、領収書等で説明できるようにします。

領収書等は次のチェック要領に基づいて点検、確認して下さい。

[領収書等のチェック要領]

項目	注意事項
1 日付	領収した日が記載であること。 ※ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。
2 あて名	議員名が記載であること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする）。 ※あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可
3 発行者	記名押印がされていること。 ※機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4 金額	支出した金額が記載であること。
5 但書き	何の代金か明確に記載であること。 ※お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可

6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付であること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがすること。 ※記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 ※あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

※1 自動券売機で切符を購入した場合は、領収書に代えて、金額、目的、経路を政務活動費出納簿の活動内容欄又は県外政務活動報告書の中に記載すること。また施設への入場等は、入場の目的と市政との関連を説明した書類を添付し、入場券等の半券にあて名を補記した上で、この写しを添付すること。

高速バス利用料
1,130 円
目的 ○市視察
経路 △△～○

※2 調査研究費のうち、調査視察にかかる支出においては、①旅費条例に基づいた計算書と②実際に支払った領収書の写しを提出してもらうが、旅費条例に基づいた金額を上限とすること。また、旅費総額を記載した領収書では内容が十分に把握できないので、③明細がわかる請求書等の書類の写しもあわせて添付すること。

①	②	③
旅費条例に基づいた 計算書 <u>100,000円</u>	○○議員様 領収書 <u>125,000円</u> 平成〇年〇月〇日 ○○ツーリスト	○○議員様 請求書 <u>125,000円</u> 平成〇年〇月〇日 内訳 経路 ○○ツーリスト

※3 領収書の具体例

タクシーの領収書

○○議員様 2,500円 平成〇年〇月〇日 目的 ○○研修会 経路 ○○から△△ □□タクシー	→ 領収書に付記
--	----------

高速道路使用料

○○議員様 5,500円 目的 ○○市視察 経路 ××から○○ 西日本高速道路	→ 領収書に付記
---	----------

※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、**概算払（①領収書を会派から受領）**をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。その際、**②会派の会計担当から議員あてに交付される精算書の写し**に**③会派経費の総額がわかる領収書の写し**を添付し提出すること。

① 概算払の領収書（会派→議員）

領 収 書
○○議員様 <u>150,000円</u>
会派共用費の概算払分
50,000円×3月
平成○年○月○日
会派名 会計担当者

会派で四半期ごとに
議員が会派に概算払をして
ください。
金額は年間60万円の範囲で
決めてください。

② 精算書（会派→議員）（1年に1回の精算とします）

精 算 書
返納額 追加請求額
○○議員様 <u>100,000円</u>
会派共用費
概算払分 600,000円
実支払分 500,000円
(1,500,000円×1/3) ←
平成○年○月○日
会派名 会計担当者

会派構成員で按分

③会派共用費の1年間の総額の領収書の写し（添付書類）

領 収 書		領 収 書	
会派名様 <u>90,000円</u>		会派名様 <u>50,000円</u>	
複写機借上料		ファックス借上料	
平成○年○月○日		平成○年○月○日	
○○産業株式会社	印	○○産業株式会社	印

なお、会派等の場合は、代表議員1人に領収書の写しを添付し、その他の議員は、「領収書の写しは○○議員の会派共用費の精算書に添付済み」と精算書に記載してください。

※5 領収書のコピーの作成方法

領収書をA4のコピー用紙で複写して、提出してください。ただし、領収書は領収書番号を領収書原本の右肩に記載して、重ならないように複写してください。

No. 1 領 収 書 ○○ 議員 様 50,000円 ただし、デジタルカメラ REX-F 平成〇年〇月〇日 ○○事務機（株）■	No. 2 領 収 書 ○○ 議員 様 30,000円 ただし、プリンターAGSF 平成〇年〇月〇日 ○○事務機（株）■
--	--

（2）領収書等への補記が必要な支出

宛名欄がないレシートには、宛名を補記するものとします。

また、政務活動の内容等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出の領収書等については、同表の右欄に定める事項を補記するものとします。

支 出 の 区 分	補記の内容
タクシー料金	・利用区間 ・利用目的
高速道路及び有料道路の通行料金	・利用区間 ・利用目的
駐車料金	・利用目的

新聞購読料（日付欄のない定期購読の領収書の場合に限る。）	・支払月日
郵便料金	・送付物の内容

（3）附属資料の添付が必要な支出

政務活動の内容、支出の事実等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出については、同表の右欄に定める附属資料を添付するものとします。

支 出 の 区 分	添 付 す る 附 属 資 料
クレジットカードによる支出	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード利用明細の写し ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
口座振替による支出	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象の内容の分かる証票や書類 〔 電気・ガス・上下水道の料金及び定期購読の新聞購読料にあっては、年度当初に限り請求書（翌月以降は添付不要） 〕 ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
支出額が1万円以上の支出	<ul style="list-style-type: none"> ・明細の分かる資料
視察に関する支出	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の明細が分かる請求書等 ・海外・県外等政務活動報告書（附属様式2）
市政報告会等の開催に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日、開催場所、会の次第の分かる資料 ・市政報告会等開催報告書（附属様式3）
ホームページの作成、維持管理等に関する支出	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページの画面を印刷したもの
書籍購入費（領収書等に書籍名の記載がない場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写し又は書籍スリップ
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・成果物 ・明細の分かる資料 ・広報紙等作成報告書（附属様式4。広報紙等の印刷製本の場合に限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員雇用台帳（附属様式5） ・業務日誌（附属様式6）
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動事務所届（附属様式7）
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳（附属様式8） （前年度分のものに追加・削除したもの）
政務活動事務所の賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し
電話料金 (携帯電話料金を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・利用明細書
後納郵便の郵便料	<ul style="list-style-type: none"> ・後納郵便物差出票の写し
リース料金	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書の写し

(4) 附属様式の整備

計上する支出の内容に応じ、次のとおり附属様式を整備し、収支報告書等に添付するものとします。なお、これらの書類は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条に規定する収支報告書（様式第4号）及びその別紙に続き、様式番号の順に添付してください。

様式番号	様式の名称	提出が必要なとき
附属様式1	政務活動費出納簿	・必須
附属様式2	海外・県外等政務活動報告書	・海外や県外で政務活動をしたとき。 ・県内で宿泊を伴う政務活動をしたとき。
附属様式3	市政報告会等開催報告書	・広報活動のための会を開催したとき。 ・広聴活動のための会を開催したとき。
附属様式4	広報紙等作成報告書	・広報紙等を作成したとき。
附属様式5	職員雇用台帳	・職員を雇用したとき。
附属様式6	業務日誌	・職員を雇用したとき。
附属様式7	政務活動事務所届	・事務所費を計上したとき。
附属様式8	備品台帳	・備品購入後耐用年数を経過する年度まで

(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理

任意の複数の議員による視察など政務活動を共同で行う場合では、支出を効率的に行うため、代表者が費用を一括して支払うことがあります。この場合、代表者となる議員は、領収書又は領収書の内容を説明する書類に、各議員名と各議員が支払う按分後の金額と「領収書原本は○○議員が所持」を補記して、他の議員に領収書等の写しを渡すこととします。受け取った各議員は、渡された写しを原本として、さらにこの写しを議長に提出する領収書として提出することとします。

(6) 未払金の支出を証する書類の提出

政務活動費を充てることができる経費については、通常では原則として交付決定の日から会計年度末日の間における政務活動に対応する支出になります。

しかし、電気・ガス・水道料などは使用期間とその支払日で、口座振替やクレジット払いなどでは購入日や使用期間と支払日に大きく時間的なずれがあります。特に年度末の3月使用分や購入分では、その支払日が4月や5月となりますので、この場合は出納簿の活動内容欄に活動内容とともに「未払金」と記載し、支払い月日を空欄とします。

未払金に対応する支出を証する書類については、その写しを議長提出の収支報告書に添付する必要があります。但し、支出を証する書類の写しを添付できない場合は、公金としての政務活動費の出納閉鎖日である5月31日までに、追加書類として、議長へ提出することとします。このときは、追加提出する支出を証する書類の写しに「追加提出」と記載してください。

2 政務活動費出納簿の作成

政務活動費の支出については、領収書等を整理した後、領収書番号を付し、政務活動費出納簿（附属様式1）を作成します。

3 収支報告書の提出及び措置

収支報告書には、附属様式の写し（職員雇用台帳（附属様式5）にあっては、原本とします。）、領収書等支出を証する書類の写し、附属資料の写し等の関係書類を添付して、議長に提出します。

なお、これらの関係書類は、議会事務局で四半期ごとに内容を点検しますので、その都度指定される期日までに提出するとともに、指摘された内容に対して所要の措置を講じてください。

4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存

提出された収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類は、議長が5年間保存するものとします。

5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開

収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類は、議会事務局で個人情報や法人情報のマスキング処理を行った上で、市政情報コーナーにおいて市民に公開します。

公開に際しては、領収書の発行者の情報に限り、各議員の依頼により個人情報及び法人情報以外の情報をマスキングすることを認めます。事前に議会事務局から照会しますので、マスキング処理が必要な場合は申し出てください。

6 領収書等の原本の保管

領収書の原本、政務活動費出納簿その他の関係書類は、いつでも原本の提示ができるように各議員が5年間保管するものとします。

7 その他

政務活動費を充てることができる経費の範囲等の内容に疑義が生じた場合は、議会事務局までお尋ねください。弁護士や公認会計士に見解を聞いた上で、議員の皆さん全員にその内容を通知します。

別紙 1

福田太郎議員の調査研究費

支出期日			支出証拠	支出内容	支出金額	(円)	(円)	(円)
年	月	日				充当額	違法額	
1	30	4	1	領収書	交通費	1,090	1,090	1,090
2	30	4	1	領収証	交通費	4,610	4,610	4,610
3	30	4	1	領収証	交通費	1,730	1,730	1,730
4	30	4	2	領収書	交通費	1,650	1,650	1,650
5	30	4	3	領収書	交通費	1,570	1,570	1,570
6	30	4	3	領収書	交通費	1,170	1,170	1,170
7	30	4	4	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
8	30	4	5	領収書	交通費	1,490	1,490	1,490
9	30	4	6	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
10	30	4	6	領収書	交通費	1,090	1,090	1,090
11	30	4	7	領収書	交通費	1,490	1,490	1,490
12	30	4	7	領収書	交通費	2,530	2,530	2,530
13	30	4	8	領収書	交通費	1,490	1,490	1,490
14	30	4	9	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
15	30	4	10	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
16	30	4	11	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
17	30	4	14	領収証	交通費	1,300	1,300	1,300
18	30	4	14	領収証	交通費	1,310	1,310	1,310
19	30	4	15	領収証	交通費	1,300	1,300	1,300
20	30	4	17	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
21	30	4	18	領収証	交通費	1,650	1,650	1,650
22	30	4	19	領収書	交通費	2,530	2,530	2,530
23	30	4	19	領収証	交通費	2,290	2,290	2,290
24	30	4	20	領収書	交通費	1,490	1,490	1,490
25	30	4	21	領収書	交通費	2,290	2,290	2,290
26	30	4	22	領収書	交通費	1,460	1,460	1,460
27	31	4	24	領収書	交通費	1,090	1,090	1,090
28	31	4	24	領収証	交通費	930	930	930
29	31	4	25	領収証	交通費	2,350	2,350	2,350
30	31	4	25	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410

31	30	4	26	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
32	31	4	26	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
33	31	4	30	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
34	31	5	2	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
35	31	5	2	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
36	30	5	3	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
37	30	5	3	領收書	交通費	1,010	1,010	1,010
38	30	5	3	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
39	30	5	3	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
40	30	5	8	領收書	交通費	2,130	2,130	2,130
41	30	5	8	領收書	交通費	1,260	1,260	1,260
42	30	5	9	領收証	交通費	1,410	1,410	1,410
43	30	5	9	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
44	30	5	9	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
45	31	5	10	領收書	交通費	770	770	770
46	31	5	10	領收書	交通費	770	770	770
47	31	5	11	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
48	30	5	12	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
49	30	5	14	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
50	30	5	16	領收書	交通費	850	850	850
51	30	5	16	領收書	交通費	1,460	1,460	1,460
52	30	5	18	領收証	交通費	2,290	2,290	2,290
53	30	5	18	領收書	交通費	2,210	2,210	2,210
54	30	5	19	領收書	交通費	2,050	2,050	2,050
55	30	5	19	領收書	交通費	1,090	1,090	1,090
56	31	5	19	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
57	31	5	23	領收書	交通費	1,010	1,010	1,010
58	31	5	24	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
59	30	5	25	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
60	30	5	26	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410

61	30	5	28	領收証	交通費	1,150	1,150	1,150
62	30	5	28	領收書	交通費	1,970	1,970	1,970
63	30	5	28	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
64	30	5	29	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
65	30	5	30	領收書	交通費	850	850	850
66	30	5	30	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
67	30	5	31	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
68	30	6	4	領收書	交通費	770	770	770
69	30	6	4	領收書	交通費	1,730	1,730	1,730
70	30	6	6	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
71	30	6	7	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
72	30	6	7	領收証	交通費	1,150	1,150	1,150
73	30	6	9	領收書	交通費	690	690	690
74	30	6	10	領收書	交通費	730	730	730
75	30	6	10	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
76	30	6	11	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
77	30	6	12	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
78	30	6	15	領收書	交通費	1,150	1,150	1,150
79	30	6	14	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
80	30	6	15	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
81	30	6	16	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
82	30	6	16	領收証	交通費	1,230	1,230	1,230
83	30	6	24	領收証	交通費	1,230	1,230	1,230
84	30	6	26	領收書	交通費	1,810	1,810	1,810
85	30	6	27	領收証	交通費	1,570	1,570	1,570
86	30	6	27	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
87	30	6	28	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
88	30	6	29	領收書	交通費	2,290	2,290	2,290
89	30	6	30	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
90	30	7	1	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330

91	30	7	4	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
92	30	7	5	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
93	30	7	6	領收書	交通費	1,010	1,010	1,010
94	30	7	6	領收書	交通費	2,130	2,130	2,130
95	30	7	7	領收書	交通費	1,730	1,730	1,730
96	30	7	7	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
97	30	7	8	領收書	交通費	1,090	1,090	1,090
98	30	7	8	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
99	30	7	9	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
100	30	7	9	領收書	交通費	1,810	1,810	1,810
101	30	7	13	領收書	交通費	1,340	1,340	1,340
102	30	7	15	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
103	30	7	20	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
104	30	7	26	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
105	30	7	27	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
106	30	7	28	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
107	30	7	28	領收書	交通費	1,170	1,170	1,170
108	30	7	29	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
109	30	8	5	領收書	交通費	1,010	1,010	1,010
110	30	8	17	領收書	交通費	2,450	2,450	2,450
111	30	8	18	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
112	30	8	26	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
113	30	8	30	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
114	30	9	30	領收証	交通費	2,370	2,370	2,370
115	30	10	8	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
116	30	10	9	領收書	交通費	1,170	1,170	1,170
117	30	10	19	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
118	30	10	22	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
119	30	10	23	領收証	交通費	1,490	1,490	1,490
120	30	11	9	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410

121	30	11	15	領收書	交通費	1,930	1,930	1,930
122	30	11	15	領收書	交通費	2,090	2,090	2,090
123	30	11	16	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
124	30	11	16	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
125	30	11	16	領收証	交通費	890	890	890
126	30	11	18	領收書	交通費	850	850	850
127	30	11	19	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
128	30	11	18	領收書	交通費	1,380	1,380	1,380
129	30	11	19	領收証	交通費	1,810	1,810	1,810
130	30	11	20	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
131	30	11	21	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
132	30	11	21	領收証	交通費	1,490	1,490	1,490
133	30	11	22	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
134	30	11	24	領收書	交通費	1,730	1,730	1,730
135	30	11	28	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
136	30	11	28	領收書	交通費	1,730	1,730	1,730
137	30	11	28	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
138	30	12	1	領收書	交通費	1,810	1,810	1,810
139	30	12	1	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
140	30	12	2	領收書	交通費	930	930	930
141	30	12	2	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
142	30	12	6	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
143	30	12	7	領收書	交通費	1,460	1,460	1,460
144	30	12	7	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
145	30	12	8	領收証	交通費	1,220	1,220	1,220
146	30	12	8	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
147	30	12	9	領收証	交通費	1,380	1,380	1,380
148	30	12	10	領收書	交通費	2,050	2,050	2,050
149	30	12	10	領收証	交通費	1,090	1,090	1,090
150	30	12	11	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250

151	30	12	11	領收証	交通費	1,380	1,380	1,380
152	30	12	12	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
153	30	12	13	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
154	30	12	14	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
155	30	12	15	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
156	30	12	15	領收証	交通費	1,650	1,650	1,650
157	30	12	17	領收書	交通費	1,170	1,170	1,170
158	30	12	21	領收証	交通費	1,230	1,230	1,230
159	30	12	22	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
160	30	12	23	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
161	30	12	24	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
162	30	12	26	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
163	30	12	27	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
164	30	12	27	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
165	30	12	28	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
166	30	12	29	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
167	31	1	7	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
168	31	1	9	領收書	交通費	1,970	1,970	1,970
169	31	1	9	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
170	31	1	9	領收証	交通費	1,010	1,010	1,010
171	31	1	11	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
172	31	1	12	領收書	交通費	1,390	1,390	1,390
173	31	1	12	領收証	交通費	1,300	1,300	1,300
174	31	1	12	領收書	交通費	850	850	850
175	31	1	13	領收書	交通費	3,090	3,090	3,090
176	31	1	16	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
177	31	1	19	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
178	31	1	19	領收書	交通費	2,460	2,460	2,460
179	31	1	20	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
180	31	1	22	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330

181	31	1	23	領收書	交通費	2,050	2,050	2,050
182	31	1	23	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
183	31	1	24	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
184	31	1	25	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
185	31	1	26	領收書	交通費	850	850	850
186	31	1	27	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
187	31	1	27	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
188	31	1	28	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
189	31	1	30	領收書	交通費	1,550	1,550	1,550
190	31	1	30	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
191	31	1	31	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
192	31	2	1	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
193	31	2	2	領收証	交通費	1,220	1,220	1,220
194	31	2	2	領收書	交通費	1,390	1,390	1,390
195	31	2	2	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
196	31	2	2	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
197	31	2	2	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
198	31	2	4	領收書	交通費	2,050	2,050	2,050
199	31	2	9	領收証	交通費	1,010	1,010	1,010
200	31	2	9	領收書	交通費	1,250	1,250	1,250
201	31	2	10	領收書	交通費	1,010	1,010	1,010
202	31	2	11	領收書	交通費	770	770	770
203	31	2	11	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
204	31	2	12	領收書	交通費	1,090	1,090	1,090
205	31	2	12	領收書	交通費	1,890	1,890	1,890
206	31	2	12	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
207	31	2	13	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
208	31	2	13	領收証	交通費	930	930	930
209	31	2	13	領收書	交通費	2,050	2,050	2,050
210	31	2	15	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650

211	31	2	16	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
212	31	2	17	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
213	31	2	20	領收書	交通費	1,330	1,330	1,330
214	31	2	21	領收証	交通費	1,460	1,460	1,460
215	31	2	22	領收書	交通費	1,650	1,650	1,650
216	31	2	23	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
217	31	2	25	領收証	交通費	1,230	1,230	1,230
218	31	2	25	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
219	31	2	26	領收証	交通費	1,150	1,150	1,150
220	31	2	26	領收書	交通費	2,050	2,050	2,050
221	31	2	26	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
222	31	2	27	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
223	31	2	28	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
224	31	3	1	領收書	交通費	690	690	690
225	31	3	1	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
226	31	3	2	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
227	31	3	2	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
228	31	3	2	領收書	交通費	1,570	1,570	1,570
229	31	3	3	領收書	交通費	1,490	1,490	1,490
230	31	3	3	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
231	31	3	7	領收書	交通費	2,370	2,370	2,370
232	31	3	7	領收証	交通費	1,150	1,150	1,150
233	31	3	8	領收書	交通費	1,410	1,410	1,410
234	30	4	1	領收書	視察交通費（名古屋→京都）	8,030	8,030	8,030
235	30	4	1	利用明細書	視察時駐車料金（京都）	3,500	3,500	3,500
236	30	4	18	領收書	視察駐車料金	2,700	2,700	2,700
237	30	4	17	領收証	視察旅費交通費	36,100	28,420	28,420
238	30	4	18	領收書	全國日台友好議員協議會總會 交流會費	5,000	5,000	5,000
239	30	4	18	領收書	全國日台友好議員協議會總會 年會費	5,000	5,000	5,000
240	30	5	1	領收証	駐車料金	600	600	600

241	30	5	25	領収書	懇親会費	4,000	4,000	4,000
242	30	5	31	領収書	金沢北信会平成30年度年会費	12,000	12,000	12,000
243	30	5	31	領収書	金沢北信会入会金	5,000	5,000	5,000
244	30	5	18	領収証	金沢都市圏新交通導入議員連盟 年会費	5,000	5,000	5,000
245	30	5	11	領収書	石川県下水道管路災害支援協会 懇親会等会費	10,000	10,000	10,000
246	30	5	23	領収証	小立野社会福祉協議会 年会費	2,000	2,000	2,000
247	30	6	1	領収証	駐車料金	1,500	1,500	1,500
248	30	6	4	領収書	金沢東部地区活性化懇話会 会費	3,000	3,000	3,000
249	30	6	7	ご利用明細	金沢東部地区活性化懇話会 年会費	5,216	5,216	5,216
250	30	6	15	領収書	宿泊費	18,500	14,800	14,800
251	30	7	13	領収証	金商董台懇話会 年会費	12,000	12,000	12,000
252	30	7	13	領収証	金商董台懇話会 例会	6,000	6,000	6,000
253	30	7	25	領収証	駐車料金	2,600	2,600	2,600
254	30	8	6	領収書	台湾駐日大使等 金沢訪問歓迎会会費	8,000	8,000	8,000
255	30	8	15	領収書	駐車料金	2,000	2,000	2,000
256	30	10	22	領収書	石川中央都市圏議会連絡会 行政課題研究会意見交換交流会会費	8,000	5,000	5,000
257	30	11	19	ご利用票	視察旅費（金沢→京都）	20,980	10,490	10,490
258	30	11	21	ご利用票	視察旅費（京都→名古屋）	8,030	8,030	8,030
259	30	11	21	カード領取印	視察宿泊費	16,900	14,800	14,800
260	30	11	14	領収書	視察宿泊費	11,800	11,800	11,800
261	30	11	5	振込金受取券	金沢経済同友会への送金	80,540	80,540	80,540
262	30	12	8	領収証	金沢東早朝ソフトボール連盟 役員納会会費	10,000	10,000	10,000
263	30	12	21	振込用紙	キギョウシミンセンゲンノカイへの送金	10,216	10,216	10,216
264	31	1	29	領収証	駐車料金	2,500	2,500	2,500
265	31	1	30	領収証	視察宿泊費	9,466	9,466	9,466
266	31	2	4	領収証	全日本司厨士協会北陸地方石川健本部 会費	10,000	10,000	10,000
267	31	2	18	領収証	駐車料金	300	300	300
268	31	2	23	領収書	未知の会 総会・懇親会会費	10,000	10,000	10,000
269	31	2	26	領収証	金沢J.Cシニアクラブ新春懇親会 登録料	13,000	13,000	13,000
270	31	3	31	領収証	小立野公民館 地域交流会	4,000	4,000	4,000

271	30	7	25	振込用紙	片町まつり	10,540	10,540	10,540
272	30	7	25	振込用紙	金沢JCシニアクラブ合同例会及び懇親会会費	12,216	12,216	12,216
273	31	1	18	領収書	交通費	1,330	1,330	1,330
274	31	1	19	領収証	交通費	1,750	1,750	1,750
275	31	1	29	領収証	交通費	1,530	1,530	1,530
276	31	2	12	領収書	交通費	1,490	1,490	1,490
277	31	3	19	領収書	交通費	1,570	1,570	1,570
278	31	3	20	領収書	交通費	1,650	1,650	1,650
279	31	3	24	領収書	交通費	1,540	1,540	1,540
280	31	3	26	領収書	交通費	1,570	1,570	1,570
281	31	3	30	領収書	交通費	3,010	3,010	3,010
282	31	3	30	領収書	交通費	3,010	3,010	3,010
283	31	3	30	領収書	交通費	1,570	1,570	1,570
284	31	3	31	領収書	交通費	1,410	1,410	1,410
285	31	2	4	振込用紙	片町まつり	15,540	15,540	15,540
						748,714	748,714	

別紙 2

高岩勝人議員の共通経費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)
1 30 4 9	領収書	ガソリン代	4,628	2,314	2,314
2 30 4 27	領収書	ガソリン代	4,442	2,221	2,221
3 30 4 20	領収書	ガソリン代	3,953	1,976	1,976
4 30 6 26	無	領収書番号⑮の振込手数料		540	540
5 30 5 21	領収書	ガソリン代	4,246	2,123	2,123
6 30 6 23	領収書	ガソリン代	4,255	2,127	2,127
7 30 6 26	代金支払請求文書	コピー機リース代(5月分)	3,240	1,069	1,069
8 30 6 25	領収証	ガソリン代(4月分)	6,998	3,499	3,499
9 30 6 25	領収証	ガソリン代(5月分)	21,774	10,887	10,887
10 30 7 13	領収書	ガソリン代	4,936	2,468	2,468
11 30 7 16	領収書	ガソリン代	3,000	1,500	1,500
12 30 7 24	納品書(領収書)	ガソリン代	5,750	2,875	2,875
13 30 8 13	領収書	ガソリン代	6,803	3,401	3,401
14 30 8 24	領収証	ガソリン代(6月・7月分)	28,127	14,063	14,063
15 30 9 9	領収書	ガソリン代	5,000	2,500	2,500
16 30 8 20	領収書	ガソリン代	4,000	2,000	2,000
17 30 9 17	領収書	ガソリン代	7,185	3,592	3,592
18 30 9 6	領収書	ガソリン代	3,973	1,986	1,986
19 30 10 2	領収書	ガソリン代	4,000	2,000	2,000
20 30 10 4	納品書(領収書)	ガソリン代	6,959	3,479	3,479
21 30 10 21	領収書	ガソリン代	7,238	3,619	3,619
22 30 11 6	領収証	ガソリン代(8月分)	6,920	3,460	3,460
23 30 11 13	領収書	ガソリン代	3,000	1,500	1,500
24 30 11 13	領収書	灯油代	3,970	1,154	1,154
25 30 12 23	領収書	ガソリン代	5,837	2,918	2,918
26 30 12 13	領収書	ガソリン代	2,629	1,314	1,314
27 31 1 3	領収書	ガソリン代	4,000	2,000	2,000
28 31 1 8	領収証	ガソリン代(11月分)	13,715	6,857	6,857
29 31 1 8	領収証	ガソリン代(12月分)	7,462	3,731	3,731
30 31 1 24	領収書	ガソリン代	4,000	2,000	2,000

31	30	2	3	領収書	ガソリン代	6,251	3,125	3,125
32	31	2	13	納品書（領収書）	ガソリン代	6,438	3,219	3,219
33	31	2	19	領収証	ガソリン代（1月分）	19,820	9,910	9,910
34	31	3	22	領収証	ガソリン代（2月分）	12,872	6,436	6,436
35	31	4	6	領収証	ガソリン代（3月分）	27,640	13,820	13,820
36	30	4	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
37	30	5	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
38	30	6	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
39	30	7	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
40	30	8	27	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
41	30	9	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
42	30	10	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
43	30	11	26	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
44	30	12	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
45	31	1	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
46	31	2	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
47	31	3	25	お支払明細書	車両リース代	63,720	30,000	30,000
48	30	5	8	[通帳]	コピー機リース代（4月分）	3,240	1,069	1,069
49	30	6	6	[通帳]	コピー機リース代（6月分）	3,240	1,069	1,069
50	30	7	6	[通帳]	コピー機リース代（7月分）	3,240	1,069	1,069
51	30	8	6	[通帳]	コピー機リース代（8月分）	3,240	1,069	1,069
52	30	9	9	[通帳]	コピー機リース代（9月分）	3,240	1,069	1,069
53	30	10	6	[通帳]	コピー機リース代（10月分）	3,240	1,069	1,069
54	30	11	6	[通帳]	コピー機リース代（11月分）	3,240	1,069	1,069
55	30	12	7	[通帳]	コピー機リース代（12月分）	3,240	1,069	1,069
56	31	1	6	[通帳]	コピー機リース代（1月分）	3,240	1,069	1,069
57	31	2	6	[通帳]	コピー機リース代（2月分）	3,240	1,069	1,069
58	31	3		[通帳]	コピー機リース代（3月分）未払金	3,240	1,069	1,069
59	30	6	11	docomo	携帯電話（4月分）	16,482	8,241	8,241
60	30	7	10	docomo	携帯電話（5月分）	10,802	5,401	5,401

61	30	8	10	docomo	携帯電話（6月分）	10,617	5,308	5,308
62	30	9	10	docomo	携帯電話（7月分）	10,529	5,264	5,264
63	30	10	10	docomo	携帯電話（8月分）	10,517	5,258	5,258
64	30	11	12	docomo	携帯電話（9月分）	10,740	5,370	5,370
65	30	12	10	docomo	携帯電話（10月分）	10,620	5,310	5,310
66	31	1	10	docomo	携帯電話（11月分）	10,708	5,354	5,354
67	31	2	12	docomo	携帯電話（12月分）	10,594	5,297	5,297
68	31	3	11	docomo	携帯電話（1月分）	13,135	6,567	6,567
69	31			docomo	携帯電話（2月分）	14,564	7,282	7,282
70	31			docomo	携帯電話（3月分）	13,559	6,779	6,779
						574,873	574,873	

別紙 3

野本正人議員の広報費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)
1 30 4 3	領収書	市政広報誌郵送代	41,000	41,000	20,500
2 30 4 25	領収証	封筒印刷代金	82,080	82,080	41,040
3 30 5 25	請求書	4月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
4 30 6 28	領収書	市政報告会案内郵送代	41,000	36,900	16,400
5 30 6 28	領収証	封筒印刷代金	7,560	6,804	3,024
6 30 6 22	領収書	市政報告会案内郵送代	11,160	10,044	4,464
7 30 6 1	領収証	市政報告会会場費	6,500	5,850	2,600
8 30 8 20	領収証	市政報告会パワーポイント等	219,480	197,532	87,792
9 30 8 4	領収証	市政報告会お茶代	14,500	13,050	5,800
10 30 6 25	請求書	5月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
11 30 7 25	請求書	6月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
12 30 8 27	請求書	7月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
13 30 10 2	請求書	8月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
14 30 10 25	請求書	9月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
15 30 11 21	領収書	のもとニュースVOL 8郵送代	41,000	32,800	12,300
16 30 10 31	領収書	のもとニュースVOL 8郵送代	41,000	32,800	12,300
17 30 11 20	領収証	長3封筒印刷代	21,600	17,280	6,480
18 30 11 30	領収証	のもとニュースVOL 8印刷代	156,600	125,280	46,980
19 30 12 10	領収証	のもとニュースVOL 8ポスティング代	137,700	110,160	41,310
20 30 12 28	領収証	封筒印刷代金	28,844	23,075	8,653
21 30 11 30	請求書	ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
22 30 12 25	請求書	11月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
23 31 2 28	領収証	のもとニュースVOL 8印刷代	7,452	5,961	2,235
24 31 2 12	領収書	のもとニュースVOL 8郵送代	49,200	39,360	14,760
25 31 1 25	請求書	12月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
26 31 2 25	請求書	1月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
27 31 3 25	請求書	2月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500
28 31 3 20	領収書	のもとニュース郵送代	82,000	65,600	24,600
29 31 3 30	領収証	のもとニュースVOL 9印刷代	156,600	125,280	46,980
30 31 3 30	領収証	のもとニュースVOL 9ポスティング代	137,700	109,600	40,750

31	31	3	21	領収証	封筒印刷代金	21,600	17,280	6,480
32				請求書	ホームページ管理料（未払金）	5,000	4,000	1,500
							1,145,736	463,448

別紙 4

福田太郎議員の会派共用費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額	(円)	(円)	(円)
					充当額	違法額
1 30 5 18	領収証	会派共用費概算払分			20,000	
2 30 12 13	領収証	会派共用費概算払分			20,000	
3 31 3 31	精算書	【 実支払分 】	25,188	-14,812	25,188	
				25,188	25,188	

別紙 5

高岩勝人議員の会派共用費

支出期日				支出証拠	支出 内 容	支出金額	(円)	(円)	(円)
年	月	日							
1	30	4	5	領収証	会派共用費概算払分			20,000	
2	30	12	12	領収証	会派共用費概算払分			20,000	
3	31	3	31	精算書	【 実支 払 分 】	25,189	-14,811	25,189	
							25,189	25,189	

別紙 6

野本正人議員の会派共用費

支出期日				支出証拠	支 出 内 容	支出金額	(円)	(円)	(円)
年	月	日							
1	30	4	5	領収証	会派共用費概算払分			20,000	
2	30	12	3	領収証	会派共用費概算払分			20,000	
3	31	3	31	精算書	【 実支 払 分 】	25,188	-14,812	25,188	
							25,188	25,188	

(別紙)

福田議員の調査研究費に関する補助参加人らの主張

番号	別紙1	項目	補助参加人らの主張
1	234, 235	京都市・名古屋市の視察	同議員は、平成30年4月1日から翌日にかけて、京都市嵐山地区、東山地区（將軍塚青龍殿）及び名古屋市愛知文化センターを視察し、交通費、駐車料金を支出した。市では、旅行者が安心して市内観光を楽しめるような環境整備に取り組んでおり、竣工50年を経過する金沢歌劇座の在り方が議論になっているところ、同議員は、上記視察先において、金沢でのインバウンド、国内観光客の夜間観光と滞在時間の延長効果や、将来の金沢歌劇座の在り方について情報交換・意見交換等を行った。
2	257, 259	京都市の視察	同議員は、平成30年11月20日から翌日にかけて、京都市、哲学の道エリア（ライトアップ地区）を視察し、旅費及び宿泊費を支出した。市は、旅行者が安心して市内観光を楽しめる環境整備に取り組んでいるところおり、同議員は、上記視察先において、金沢でのインバウンド、国内観光客の夜間観光と滞在時間の延長効果について情報交換・意見交換等を行った。
3	260	名古屋市の視察	同議員は、平成30年11月14日から翌日にかけて、名古屋市の名古屋城本丸御殿を視察し宿泊費を支出した。上記支出当時、市では金沢城二の丸御殿復元に向けた調査が開始されていたところおり、同議員は、金沢城二の丸御殿復元に向けて名古屋城本丸御殿を視察し、情報交換・意見交換等を行った。
4	264, 265	衆議院議員会館の視察	平成31年度は、市の下水道5か年計画の初年度に当たるところ、同議員は、平成31年1月29日から翌日にかけて、東京都の衆議院議員会館を訪問して、下水道更生工事への予算獲得に向けた要望活動を行い、その際、駐車料金、宿泊費を支出した。
5	240	駐車料金	同議員は、平成30年5月1日、金沢市片町2丁目地内の道路状況確認のため、駐車料金を支出した。本件手引きには、調査研究費の例として、「駐車料金（利用目的等を明記）」と記載されており、同議員は、提出した駐車料金の領収証に利用目的を明記している。市民の要望を受け、現地に赴き道路状況等を確認することは、市政にとって有用であった。
6	247	駐車料金	同議員は、平成30年6月1日、地域住民から、歩道、市道の破損、下水道修繕の相談があり、現場確認と事情確認のため、駐車料金を支出した。同議員は、駐車料金の利用目的を記載した書面を提出した。市民の要望を受け、現地に赴き道路状況等を確認することは、市政にとって有用であった。
7	236～239	全国日台友好議員協議会	同議員は、平成30年4月18日から翌日にかけて、名古屋市で開催された全国日台友好議員協議会総会に参加し、駐車料金、交通費及び交流会費を支出し、同協議会の年会費を支出した。同協議会は、台湾内各都市と連携を図るとともに、相互理解を深め、その交流を推進することを目的とし、同目的に賛同する全国の地方議會議員で組織されている。市は、国際交流活動を通じて市民相互の友好・親善の促進を図っているところ、同議員は、同協議会の総会に参加し、同様の立場にある議員間で、市を含め全国の各都市がより台湾の各市と関係強化を図るために情報交換、意見交換等を行った。
8	241	更生保護法人徳風苑	同議員は、平成30年5月25日、更生保護法人徳風苑の平成30年度第1回理事・評議員会時の懇親会に参加し、懇親会費を支出した。上記法人は、犯罪や非行をした人たちの改善更生を支援する更生保護事業を目的として、更生保護施設である徳風苑新和寮を営んでいる。同議員は、上記懇親会に参加し、更生保護事業について情報交換、意見交換等を行った。
9	242, 243	金沢北信会	同議員は、金沢北信会の年会費及び入会金を支出した。同会は、北陸信用金庫（当時）の金沢地区の事業主を対象とする組織であり、講演会、研修会等を開催するとともに、企業間のネットワークを活かした情報交換等を行っている。
10	244	金沢都市圏新交通導入議員連盟	同議員は、金沢都市圏新交通導入議員連盟の年会費を支出した。同連盟は、市における新しい交通システムの導入に向けた検討を行うことなどを目的としており、専門家の講演、先進自治体への視察等、同議員連盟の活動を通じて、情報交換・意見交換等を行うことは、市政にとって有用なものであり、議会の審議の充実強化に資するものであった。

11	245	石川県下水道管路災害支援協会	同議員は、平成30年5月11日、石川県下水道管路災害支援協会の第9回定期総会等に参加し、会費のうち5000円を支出した。同協会は、関連団体である公益社団法人日本下水道管路管理業協会の活動に積極的に参加し、密接な連携を図りながら活動している。
12	246	小立野社会福祉協議会	同議員は、小立野社会福祉協議会の年会費を支出した。同協議会は、地域住民、民生委員、児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる街作りの実現を目指して、様々な活動を行っている。
13	248, 249	金沢東部地区活性化懇話会	同議員は、平成30年6月4日、平成30年度金沢東部地区活性化懇話会総会に参加して会費を出し、同懇話会の年会費を支出した。同懇話会は、金沢東部地区の活性化を図ることを目的とし、平成30年度は、「未来へつなぐ金沢のみちづくり～新道路基本計画による道路ネットワークの構築～金沢東部地区編」をテーマとした講演会の開催や市に対する要望活動等を行った。
14	251	金商董台懇話会	同議員は、金商董台懇話会の年会費を支出した。同懇話会は、石川県立金沢商業学校出身者の有志をもって組織され、地方産業の発展に寄与することを目的とし、講演会の開催、経済情勢把握のための見学視察等の活動を行っている。
15	256	石川中央都市圏議会連絡会行政課題研究会	同議員は、平成30年10月22日、石川中央都市圏議会連絡会行政課題研究会に参加し、意見交換会交流会の会費を支出した。市は、石川中央都市圏（金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）における連携中枢都市圏を形成し、4市2町の連携によって「石川中央都市圏ビジョン」を推進している。
16	261	金沢経済同友会	同議員は、金沢経済同友会の入会金5万円及び平成30年度下期会費3万円を支出した。同会は、日本経済の進歩と安定に寄与する経営人のあり方を探求し、地域社会の振興発展に貢献することを基本として各種の提言を行うとともに、提言の実現を図る活動を行っている。
17	263	金沢市企業市民宣言の会	同議員は、金沢市企業市民宣言の会の入会金を支出した。同会は、金沢経済同友会提唱の企業市民宣言に賛同する企業、団体等により組織され、企業市民意識の醸成を図り、地域の発展に貢献することを目的として啓発事業等を行っている。
18	266	全日本司厨士協会北陸地方石川県本部	同議員は、平成31年2月4日、全日本司厨士協会北陸地方石川県本部の賀詞交換会に参加し、会費のうち5000円を支出した。上記本部は、西洋料理に関する栄養及び食品衛生の普及向上を図り、調理技術の改善に努め、国民食生活の増進に寄与することを目的とし、国民栄養、食品衛生の普及向上に必要な講習会の開催その他栄養衛生教育の普及、調理技術の向上に関する事業等を行っている。
19	268	未知の会	同議員は、平成31年2月23日、第五期未知の会総会に参加し、会費のうち5000円を支出した。同会は、国政報告会、視察研修会等の事業を行っている。
20	269	金沢JCシニアクラブ	同議員は、平成31年2月26日、金沢JCシニアクラブ新春懇親会に参加し、登録料のうち5000円を支出した。同クラブは、公益社団法人金沢青年会議所の活動を後援し、会員相互の事業の向上及び親睦を図ることを目的としている。
21	270	小立野公民館地域交流会	同議員は、平成31年3月19日、小立野公民館地域交流会に参加し、会費を支出した。上記公民館は、地域における身近な学習の場と機会を人々に提供し、様々な地域の問題に取り組んでいる。

こ れ は 正 本 で あ る。

令和3年3月15日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小 坂

誠

